

水道事業等立入検査実施要領

平成 18 年 5 月 30 日生衛第 146 号保健福祉部長通知
一部改正 平成 20 年 3 月 24 日生衛第 856 号保健福祉部長通知
一部改正 平成 22 年 4 月 1 日環衛第 3 号生活衛生部長通知
一部改正 平成 25 年 3 月 28 日環衛第 406 号生活衛生部長通知
一部改正 平成 28 年 3 月 31 日環衛第 268 号生活衛生部長通知
一部改正 令和 2 年 7 月 27 日生衛第 1864 号生活衛生部長通知

(目的)

第 1 条 この要領は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 39 条に基づく水道事業、水道用水供給事業及び専用水道への立入検査並びに小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成 7 年神奈川県条例第 7 号）第 19 条に基づく小規模水道への立入検査について必要な事項を定めるものとする。

(役割分担)

第 2 条 立入検査は、定期及び臨時に実施するものとし、その役割分担は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期の立入検査

ア 保健所設置市の区域を給水区域とする水道事業及び水道用水供給事業（国認可事業を除く。）の立入検査は、生活衛生課長が計画的に実施する。

イ 保健所設置市を除く区域を給水区域とする水道事業（国認可事業を除く。）の立入検査は、生活衛生課長が水道事業の主たる給水区域を所管する保健福祉事務所（以下「保健福祉事務所」という。）の協力を得て計画的に実施するほか、保健福祉事務所長が必要に応じて実施する。なお、立入検査に当たっての水道事業者との連絡調整は、保健福祉事務所が行うものとする。

ウ 専用水道及び小規模水道の立入検査は、その所在地を所管する保健福祉事務所長が設置状況に応じて計画的に実施する。

(2) 臨時の立入検査

生活衛生課長又は保健福祉事務所長が必要と認めるときは、前号の規定に関わらず生活衛生課長又は保健福祉事務所長が随時に立入検査を実施する。

(実施方法)

第 3 条 立入検査は、水道事業等立入検査表（別紙 1）、専用水道立入検査表（別紙 2）又は小規模水道立入検査表（別紙 3）に掲げる立入検査事項について、同検査表に掲げる確認項目に留意して実地に検査する。ただし、必要に応じて、一部の検査事項を省略して実施することができる。

(実施結果に基づく措置)

第 4 条 立入検査の結果、法令に違反しており、かつ健康上の被害が出るおそれがあるなど重要な指導事項があるときは、水道事業及び水道用水供給事業にあつては生活衛

生課長が、専用水道及び小規模水道にあつては保健福祉事務所長が文書による指導を行う。

- 2 前項の文書による指導を行うときは、早急に改善の措置を講じるよう求めるとともに、その結果を文書で報告するよう求めるものとする。
- 3 法令に違反しているがその内容が軽微なとき、又は法令に違反していないが改善が必要であると認めるときは、口頭による指導を行い、その後の対応について報告を求めるものとする。
- 4 第1項及び第3項の指導に当たっては、水道事業等立入検査表（別紙1）、専用水道立入検査表（別紙2）及び小規模水道立入検査表（別紙3）の指導事項等欄に記載する内容を基準として指導する。

（実施結果の報告）

第5条 保健福祉事務所長は、実施した立入検査について、生活衛生課長の求めに応じて報告する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか立入検査の実施に当たり必要な事項は、生活衛生課長又は保健福祉事務所長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 水道施設総点検実施要領(昭和58年8月30日付け環衛第175号衛生部長通知)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月27日から施行する。

水道事業等立入検査表

●は文書による指導事項
 ✕は口頭による指導事項

| 立入検査事項 | 確認事項 | 根拠 | 指導事項等 | 備考欄 |
|---------------------------------------|---|---|---|--|
| 1. 資格 | | | | |
| 【水道技術管理者】 | | | | |
| ①水道技術管理者は資格を満たしているか。また、任命基準はあるか。 | (1)水道技術管理者は適切に選任されているか。 (2)水道技術管理者は資格要件を満たしているか。 ○水道技術管理者の資格基準について、水道事業である全ての地方公共団体が条例で定めること。 (3)水道技術管理者の職務を遂行する上で、適切な役割の者が選任されているか。 (当該水道の規模、構造等に対応する十分な技能・職権を有する者を選定しているか。 ○任命基準については客観的に判断する基準がないが、然るべき者(技術部門の長、若しくはそれに匹敵する者)が任命されているか。 | 法第 19 条第 1 項 県細則第 11 条 法第 19 条第 3 項 施行令第 7 条 施行規則第 14 条 平 23 健水発 1118 第 2 号(課長通知)の第 1(1) 平 14 健水発第 0327001 号(課長通知)の第 4 の 1 | ●水道技術管理者を置いていない場合 ●資格要件を満たしていない場合 | ・県細則第 11 条(水道技術管理者設置等の報告) 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者は法第 19 条第 1 項(法第 31 条及び第 34 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による水道技術管理者設置報告書(第 12 号様式)により知事(専用水道にあっては当該設置場所を管轄する保健所長。事項において同じ。)に報告しなければならない。 2 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに水道技術管理者変更報告書(第 13 号様式)により知事に報告しなければならない。 |
| ②水道技術管理者は水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。 | (1)水道技術管理者は以下に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しているか。 ・水道施設が法第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査(法第 22 条の 2 第 2 項に規定する点検を含む) ・法第 13 条第 1 項の規定による水質検査及び施設検査(給水開始前の検査) ・給水装置の構造及び材質が法第 16 条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査 ・法第 20 条第 1 項の規定による水質検査 ・法第 21 条第 1 項の規定による健康診断 ・法第 22 条の規定による衛生上の措置 ・法第 22 条の 3 第 1 項の台帳の作成 ・法第 23 条第 1 項の規定による給水の緊急停止 ・法第 37 条前段の規定による給水停止(県知事の命令) ○水道技術管理者が所属している部署の業務だけでなく、他の部署の業務についても上記の事項の全てについて監督しているか。 ○監督の方法が適切か。報告書に技術管理者の決裁欄がある等、監督しているかどうか確認できるか。 | 法第 19 条第 2 項 法第 19 条第 2 項第 1 号 法第 19 条第 2 項第 2 号 法第 19 条第 2 項第 3 号 法第 19 条第 2 項第 4 号 法第 19 条第 2 項第 5 号 法第 19 条第 2 項第 6 号 法第 19 条第 2 項第 7 号 法第 19 条第 2 項第 8 号 法第 19 条第 2 項第 9 号 | ●左記の技術上の事項を監督していない場合 ●左記の技術上の事項について、文書での指摘があった場合 (注)左記の法律事項について、1 つでも監督していない場合は文書指摘となる。 ✕左記の技術上の事項への従事・監督が不十分な場合 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| | <p>(2)水道技術管理者の業務を適正に実施可能な業務体制、情報管理体制となっているか。</p> <p>○△△係長が水道技術管理者を兼務しているが、そのことを本人が認識しているか。また他の職員にも認知されているか。</p> <p>○上記事項の全てを監督できる業務体制、情報管理体制となっているか。</p> | <p>平 14 健水発第 0327001 号(課長通知)の第 4 の 1</p> | <p>✖ 辞令等で正式に任命していない場合</p> <p>✖ 水道技術管理者の業務体制、情報管理体制が不適切な場合</p> | |
| 【布設工事監督者】 | | | | |
| <p>③布設工事の監督者は資格要件を満たしているか。また、適切に指名されているか。</p> | <p>(1)布設工事監督者は資格要件を満たしているか。</p> <p>○布設工事監督者の配置基準及び資格基準について、水道事業を営むする全ての地方公共団体が条例で定めること。</p> <p>(2)布設工事監督者は適切に指名されているか。</p> <p>○文書等で指名しているか。公式に指名したかどうか確認できるか。</p> <p>布設工事の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の新設 ・1日最大給水量、水源の種類別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事 ・沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事 | <p>法第 12 条第 2 項 施行令第 5 条 施行規則第 9 条 平 23 健水発 1118 第 2 号(課長通知)の第 1(1)</p> <p>法第 12 条第 1 項 県細則第 8 条 法第 3 条第 10 項 施行令第 3 条</p> | <p>● 資格要件を満たしていない場合</p> <p>● 水道の布設工事において、監督者を指名していない場合</p> <p>✖ 布設工事監督者の指名が不適切な場合</p> <p>(解説)布設工事の範囲外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「取水施設、貯水施設、導水施設、送水施設、配水池を除く配水施設」に係る増設、改造工事 ・通常の土木工事として適正に施工されれば、水道施設の正常な機能の保持上特に問題ないと考えられるため。 | <p>・県細則第 8 条(布設工事監督者設置等の報告)</p> <p>水道事業者又は水道用水供給事業者は、水道の布設工事につき、法第 12 条第 1 項(法第 31 条において準用する場合を含む。)の規定による監督業務を行うべき者(以下「布設工事監督者」という。)を設置したときは速やかに布設工事監督者設置報告書(第 7 号様式)により知事に報告しなければならない。</p> <p>2 水道事業者又は水道用水供給事業者は、布設工事を変更したときは、速やかに布設工事監督者変更報告書(第 8 様式)により知事に報告しなければならない。</p> |
| <p>④工事監督者の業務が明文化されており、責任の所在は明確か。</p> | <p>(1)工事監督が適正に実施されるよう、監督者及びその補助者の組織が整備されているか。また、監督業務の内容を定め、責任の所在が明確にされているか。</p> <p>○布設工事監督者が必要な工事を理解しているか。</p> <p>(解説)布設工事の監督業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な工程管理(工期が守られているか) ・日報等による現場状況の把握 ・他企業との連携調整 <p>(2)工事に関する報告、記録等が整備されているか。</p> <p>(3)水道の布設工事以外の水道施設の工事についても、監督者を置いて監督業務を行っているか。</p> <p>(4)工事の施工を工事業者に委託して行う場合は、工事業者に対して十分な指導監督を行い、かつ水道事業者の責任区分を明確にしているか。</p> <p>○請負業者に対して布設工事監督者を文書で通知しているか。</p> | <p>昭 44 環水第 9059 号(局長通知)の 1 の (2)</p> <p>昭 44 環水第 9059 号(局長通知)の 1 の (2)</p> <p>昭 44 環水第 9059 号(局長通知)の 1 の (1)</p> <p>昭 44 環水第 9059 号(局長通知)の 1 の (2)</p> <p>建設業法第 19 条の 2 第 2 項(現場代理人の選任等に関する通知)</p> | <p>✖ 布設工事監督者及びその補助者の体制が整備されていない場合(補助者については指摘対象とはしない)</p> <p>✖ 布設工事監督者の業務が定められていない場合</p> <p>✖ 工事に関する報告、記録等が整備されていない場合</p> <p>✖ 水道の布設工事以外の水道施設の工事において、監督者が置かれていない場合</p> <p>✖ 工事業者への指導監督が不十分な場合</p> <p>✖ 水道事業者と委託工事業者との責任区分が仕様書、契約書等により明確になっていない場合</p> | <p>・建設業法第 19 条の 2 第 2 項 注文者は、請負契約の履行に関し工事現場に監督員を置く場合においては、監督員を置く場合においては、当該監督員の権限に関する事項及び当該監督員の行為についての請負人の注文者</p> |

| | | | | |
|----------------------------|--|--|--|--|
| | | | | に対する意見の申出の方法を、書面により請負人に通知しなければならない。 |
| ⑤工事監督業務を委嘱している場合は責任区分は適正か。 | 工事監督業務を第三者に委嘱している場合は、責任区分が明確となっているか。 〔設計の責任を明らかにするため当初の設計者に一貫して監督業務まで行わせることが望ましい。〕 | 法第12条第1項 県細則第8条 昭37環水第6号(課長通知)の1 | ✖水道事業者と工事監督業務を委嘱する第三者との責任区分が明確となっていない場合 | |
| 【その他】 | | | | |
| ⑥研修、講習等を行っているか。 | 職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。 (日水協等が主催する研修、講習等への参加を含む) | | | |
| 2. 認可等 | | | | |
| 【認可】 | | | | |
| ①施設の認可内容と整合はとれているか。 | (1)事業認可内容と実際の施設との整合はとれているか。 (2)事業認可内容と実際の施設が異なる場合、その理由は何か。 (3)認可された各施設整備の進捗状況はどのようになっているか。 ○工事着手、工事完了、給水開始について、各々記載した予定年月日から1年以上経過していないか。 (4)水道施設の一部を休止又は廃止している場合が、変更認可の対象となっていないか。 (解説)変更認可となりうる事例 ・浄水場の休止又は廃止に伴って、水源と浄水方法の組合せが変わる場合。 (5)分水の解消に取り組んでいるか。 | 法第7条 法第8条 施行規則第2条 施行規則第6条 施行規則第7条 法第7条 法第8条 法第35条 法第7条 法第8条 「水道事業等の認可等の手引き」(令和元年9月版 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)1-6 平14健水発第0327001号(課長通知)の第1の3 | ●認可内容と整合がとれておらず、事業の変更の認可が必要な場合 (注)変更認可等について協議中の場合は指摘の必要なし ●正当な理由がなくて、法に規定した期間を過ぎている場合 ●認可内容と整合がとれておらず、事業の変更の認可が必要な場合 (注)変更認可等について協議中の場合は指摘の必要なし (注)法第11条に規定する水道事業の休止及び廃止ではない ✖分水の解消に計画的に取り組んでいない場合 | ・法第7条(認可の申請) (1)給水区域、給水人口及び給水量 (2)水道施設の概要 (3)給水開始の予定年月日 (4)工事費の予定総額及びその予定財源 (5)給水人口及び給水量の算出根拠 (6)経営収支の概算 (7)料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件 (8)その他厚生労働省令で定める事項 ・法第8条(認可基準) (1)当該水道事業の開始が一般の需要に適合すること。 (2)当該水道事業の計画が現実かつ合理的であること。 (3)水道施設の工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合すること。 (4)給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと。 (5)供給条件が第14条第2項各号に掲げる要件に適合すること。 (6)地方公共団体以外の者の申請に係る水道事業にあつては、当該事業を遂行するに足る経理的基礎があること。 (7)その他当該水道事業の開始が公益上必要であること。 |
| ②認可を受けるべき事業の変更を行っているか。 | (1)事業の変更の認可を受けているか。 変更認可の対象事項 〔給水区域の拡張 ・給水人口又は給水量の増加 ・水源の種別、取水地点、浄水方法の変更 ただし、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更を要する工事費の総額が1億円以下であるものについては、あらかじめ都道府県知事に変更認可申請 | 法第10条第1項、第2項 施行令第14条第3項 施行規則第8条 県細則第4条 「水道事業等の認可等の手引き」(令和元年9月版 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)1-3 | ●事業の変更の認可を受けていない場合 (注)変更認可について協議中の場合は指摘の必要なし | ・施行令第14条第3項(都道府県の処理する事務) 給水人口が5万人を超える水道事業(特定水源水道事業に限る)又は1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業の水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更であつて、当該変更を要する工事費の総額が1億円以下であるものに係る法第10条第1項又は第31条第1項の規定による厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うものとする。 |

| | | | | |
|--|---|---|--|---|
| | <p>が行われているか。</p> <p>(解説)井戸の掘替等も取水地点の変更となる場合があるので、確認する。</p> <p>(2)変更認可を要しない変更については、あらかじめ届出書が提出されているか。</p> <p>変更認可を要しない場合</p> <p>①軽微な変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設(送水施設(内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む。))に限る。)並びに配水施設を除く。)の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更(施行規則第7条の2各号に該当する場合を除く。) ②他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うもの | <p>法第10条第1項、第3項</p> <p>施行規則第7条の2</p> <p>施行規則第8条の2</p> <p>県細則第5条</p> <p>平14健水発第0327004号(課長通知)の1</p> <p>平15健発第1010004号(局長通知)の第3の1の(1)</p> | <p>●事業の変更の届出がなされていない場合</p> <p>(注)変更の届出について協議中の場合は指摘の必要なし</p> | <p>・県細則第4条(事業変更認可申請書)</p> <p>法第10条第1項又は第30条第1項の規定により変更認可の申請は、水道(水道用水供給)事業変更認可申請書(第3号様式)により行うものとする。</p> <p>・令元「水道事業等の認可等の手引き」</p> <p>(1)給水区域の拡張</p> <p>水道事業者は、給水区域外の需要者(専用水道、工場等を含む。)に対して給水を行おうとするときは、当該需要者を給水区域に含むよう、あらかじめ給水区域の拡張について変更認可を受けなければならない。</p> <p>(2)給水対象の増加</p> <p>水道用水供給事業者は、既存の事業計画で給水対象とされていない水道事業者に給水を行おうとする場合は、変更認可を受けなければならない。</p> <p>(3)給水人口の増加</p> <p>水道事業者は、実際の給水人口が計画給水人口を上回るおそれがある場合には、あらかじめ給水人口の増加について変更認可を受けなければならない。</p> <p>・施行規則第7条第2項(事業の変更の認可を要しない軽微な変更)</p> <p>(略)</p> <p>1 水道施設(送水施設(内径が250mm以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む))に限る)並びに配水施設を除く)の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であって次の各号のいずれにも該当しないものとする(ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、ロの規定は適用しない。)</p> <p>(イ)変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであるとき。</p> <p>(ロ)変更後の給水人口と認可給水人口(略)との差が当該認可給水人口の十分の1を超えるものであること。</p> <p>(ハ)変更後の給水量と認可給水量(略)との差が当該認可給水量の十分の1を超えるものであること。</p> <p>2 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における水道施設の整備を伴う変更のうち、他の変更を伴わず、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更を行うものとする。ただし、(ヌ)又は(ル)への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。</p> <p>(イ)普通沈澱池</p> <p>(ロ)薬品沈澱池</p> <p>(ハ)高速凝集沈澱池</p> <p>(ニ)緩速濾過池</p> <p>(ホ)急速濾過池</p> <p>(ヘ)膜濾過池</p> |
|--|---|---|--|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | <p>(ト)エアレーション設備 (チ)除鉄設備 (リ)除マンガン設備 (ヌ)粉末活性炭処理設備 (ル)粒状活性炭処理設備</p> <p>3 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点から変更後の取水地点までの区間(イ及びロにおいて「特定区間」という。)における原水の水質が大きく変わるおそれがないもの。</p> <p>イ 特定区間に流入する河川がないとき。 ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。</p> <p>・ 県細則第 5 条(事業変更届)法第 10 条第 3 項又は第 30 条第 3 項の規定による届出は、水道(水道用水供給)事業変更届(第 4 号様式)により行うものとする。</p> |
| 【各種届出】 | | | | |
| <p>③各種届出は適正になされていたか。</p> <p>・ 記載事項変更届</p> | <p>(1)記載事項変更届は適切に届け出ているか。 記載事項に変更を生じたときは、速やかに。 ・ 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) ・ 水道事務所の所在地</p> | <p>法第 7 条第 2 項 法第 7 条第 3 項</p> | <p>✖未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があつた場合は口頭にとどめる ●ただし、その後提出されない場合は文書指摘</p> <p>(解説)本来は文書指導すべきであるが、代表者は通常首長が指定されている場合が多く、未届けにより事業の運営に重大な支障が生じないと判断されるため、口頭にとどめる。</p> | |
| <p>・ 給水開始前届</p> | <p>(2)給水開始前届は適切に届け出ているか。 配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造し、その施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ。</p> | <p>法第 13 条第 1 項 県細則第 9 条</p> | <p>✖未届けであるが、立入時に、給水開始前の水質検査及び施設検査が実施されていることが確認でき、直ちに提出する旨の回答があつた場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指摘</p> | |
| <p>・ 料金変更届</p> | <p>(3)料金変更届は適切に届け出ているか。 供給規定に定められた料金を変更したときは、速やかに。</p> | <p>法第 14 条第 5 項 施行規則第 12 条の 6 県細則第 10 条</p> | <p>✖未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があつた場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指摘</p> | <p>・ 県細則第 10 条(料金変更)法第 14 条第 5 項の規定による届出は、料金変更届(第 10 号様式)により行うものとする。 2 法第 14 条第 6 項の規定により認可を受けようとする水道事業者は、供給条件変更認可申請書(第 11 号様式)を知事に提出しなければならない。</p> |
| <p>・ 第三者委託届</p> | <p>(4)第三者委託届は適切に届け出ているか。 水道の管理に関する技術上の業務を委託したときは、遅滞なく。また、委託に係る契約が効力を失ったときも、遅滞なく。</p> | <p>法第 24 条の 3 第 2 項 施行規則第 17 条の 7 県細則第 15 条</p> | <p>✖未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があつた場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指摘</p> | <p>・ 県細則第 15 条(業務委託開始等の届出)法第 24 条の 3 第 2 項(法第 31 条及び第 34 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による業務を委託したときの届出は業務委託開始届(第 17 号様式)により、業務に係る契約が効力を失ったときの届出は業務委託契約失効届(第 18 号様式)により行う</p> |

| | | | ものとする。 |
|---|--|---|--|
| 【給水開始前検査】 | | | |
| ④給水開始前検査は適正に実施されているか。 | <p>(1)給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されているか。</p> <p>○全項目の水質検査を行っているか。</p> <p>○水質検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所となっているか。</p> <p>○施設検査項目は適切か。</p> <p>(2)水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。</p> <p>(3)検査の結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は、適切な措置がなされているか。</p> <p>(4)給水開始前検査の水質試験について、給水栓での検査だけでなく、必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。</p> <p>(5)給水前検査の実施に関し、検査内容(水圧試験、水質試験等を含む。)を明定する等、検査に関する規則が整備されているか。</p> <p>(6)配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。</p> | <p>法第13条第1項 施行規則第10条 施行規則第11条 法第19条第2項 平15厚労省令第101号(水質基準) 平15厚労省告示第261号(検査方法) 平成15厚労省令告示第318号(検査方法) 平12厚省令第15号(施設基準) 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の2 昭44環水第9059号(局長通知)の1の(3)</p> <p>法第13条第2項</p> <p>法第13条第1項</p> <p>平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の2</p> <p>昭44衛水第9059号(局長通知)の1の(3)</p> <p>昭44衛水第9059号(局長通知)の1の(3)</p> | <p>●給水開始前の水質検査及び施設検査が実施されていない場合</p> <p>✖給水開始前の水質検査及び施設検査が不十分な場合</p> <p>●給水開始前の水質検査及び施設検査の記録を作成していない場合</p> <p>●給水開始前の水質検査及び施設検査の記録を5年間保存していない場合</p> <p>✖検査記録の保存が不適切(すぐに出てこない等)な場合</p> <p>●検査の結果が基準を満たしていないにも関わらず、適切な措置がなされていない場合</p> <p>✖必要に応じて検査を行っていない場合 (注)2つの配水池から1つの配水区域に給水しており、片方の配水池で工事を行った場合は、その配水池から採水した水の水質検査が必要</p> <p>✖検査に関する必要な規定が整備されていない場合 (ひな形がある場合でも、規定として整備されていない場合は口頭指摘)</p> <p>✖配水施設(配水池を除く。)及び給水装置の新設、増設、改造の場合において、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っていない場合</p> |
| 3. 水道施設管理 | | | |
| ①水道施設は施設基準を満たしているか。 〔・紫外線照射槽は必要な時間紫外線が照射される構造であるか。 ・紫外線を常時安 | (1)水道の各施設は原水の水質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、適切な要件を備えた施設が配置されているか。また、布設・維持管理上適切な位置・配置になっており、かつ、給水の確実 | <p>法第5条第1項、第2項 法第19条第2項 平12厚省令第15号(施設基準) 平12衛水第20号(課長通知) 平16健水発第</p> | <p>●施設基準を満たしていない場合</p> <p>・法第19条第2項(水道技術管理者) 水道技術管理者は、以下の事項に関する事業に従事し、及びこれらの事業に従事する他の職員を監督しなければならない。 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかど</p> |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| <p>定して照射できる措置をとっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紫外線強度の監視設備が設けられているか。 ・水の濁度及び水量監視の設備が設けられているか。ただし、濁度が紫外線処理に支障を及ぼさない場合はこの限りではない。 ・紫外線ランプの破損防止の措置が講じられているか。(平 19 健水発第 0330004 号) | <p>性が配慮されているか。</p> <p>(2)水道施設の構造及び材質は、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧、地震力、積雪荷重、氷圧及び温度応力等の荷重や外力に対して、構造上安全で、かつ、耐久性があるか。</p> <p>また、併せて漏水がなく、かつ、外部からの汚染や資材からの汚染のおそれのない構造、材質のものとなっているか。</p> <p>(3)水道施設は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号)を満たしているか。</p> <p>(4)水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年 2 月 23 日厚生省令第 15 号)を満たしているか。</p> <p>※法第 5 条には薬品基準も含まれるため。</p> <p>○消毒設備は、必要な時間、水が消毒剤に接触する構造となっているか。</p> <p>○消毒剤の供給量を調整するための設備が設けられているか。</p> <p>○原水に耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウム)が混入するおそれがある場合、これらを除去することができる濾過等の設備が設けられているか。</p> <p>○配水管路は、適正な水圧が確保されているか。給水に支障がある箇所はないか。</p> <p>○濾過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他浄水処理過程で生じる排水を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられているか。</p> | <p>0209001 号(課長通知)</p> <p>平 19 健水発第 0330004 号(課長通知)(施設基準)</p> <p>法第 5 条第 3 項 法第 19 条第 2 項 平 12 厚省令第 15 号(施設基準) 平 12 厚告第 45 号(材質試験) 平 12 衛水第 20 号(課長通知) 平 16 健水発第 0209001 号(課長通知)</p> <p>法第 5 条第 4 項 平 12 厚省令第 15 号(施設基準) 平 12 衛水第 20 号(課長通知) 平 16 健水発第 0209001 号(課長通知) 平 19 健水発第 0330004 号(課長通知)(施設基準)</p> <p>法第 5 条第 4 項 平 12 厚省令第 15 号(施設基準) 平 12 衛水第 20 号(課長通知) 平 16 健水発第 0209001 号(課長通知)</p> | <p>●施設基準を満たしていない場合</p> <p>●施設基準を満たしていない場合</p> <p>●施設基準(薬品基準)を満たしていない場合 (注)水圧の基準を満たさなくても、給水に支障がない場合は指摘としない。</p> | <p>うかの検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平 19 健水発第 0330004 号「水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正について」 1 紫外線照射槽は、紫外線処理の効果を得るために必要な時間、水が紫外線に照射される構造であること。 2 紫外線照射装置は、紫外線照射槽内の紫外線強度の分布が所要の効果を得るものとなるように紫外線を照射する構造であるとともに、当該紫外線を常時安定して照射するために必要な措置が講じられていること。 3 水に照射される紫外線の強度の監視のための設備が設けられていること。 4 紫外線が照射される水の濁度及び水量の監視のための設備が設けられていること。ただし、水の濁度の監視のための設備については、当該水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかである場合は、この限りではない。 5 紫外線照射槽内に紫外線ランプを設ける場合にあっては、紫外線ランプの破損を防止する措置が講じられ、かつ、紫外線ランプの状態の監視の設備が設けられていること。 ・平 12 厚省令第 15 号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 一般事項 (1)水道法第 4 条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を所要の水圧で連続して供給することができること。 (14)浄水又は浄水処理過程における水に凝集剤、凝集補助剤、水素イオン濃度調整剤、粉末活性炭その他の薬品又は消毒剤(薬品等)を注入する場合にあっては、当該薬品等の特性に応じて、必要量の薬品等を注入することができる設備(薬品等注入設備という)が設けられているとともに、(略) (15)薬品等注入設備を設ける場合にあっては、予備設備が設けられていること。ただし、薬品等注入設備が停止しても給水に支障がない場合は、この限りではない。 5 浄水施設 (5)消毒設備は、次に掲げる要件を備えること。 イ 消毒の効果を得るために必要な時間、水が消毒剤に接触する構造であること。 ロ 消毒剤の供給量を調節するための設備が設けられていること。 ハ 消毒剤の注入設備には、予備設備が設けられていること。 ニ 消毒剤を常時安定して供給するために必要な措置が講じられていること。 ホ 液化窒素を使用する場合にあっては、液化窒素が漏水したときに当該液化窒素を中和するために必要な措置が講じられて |
|--|--|--|--|---|

| | | | | |
|-------------------------------|---|---|---|---|
| | | | | <p>いること。</p> <p>(8) 原水に耐塩素性病原生物が混入するおそれがある場合にあっては、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられていること。ただし、次に掲げる要件を備えている場合は、この限りではない。</p> <p>イ 地表水を原水としないこと。</p> <p>ロ 紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。</p> <p>ハ 原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理が設けられていること。</p> <p>(10) ろ過設備の洗浄排水、沈澱池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水(浄水処理排水という)を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられていること。</p> <p>7 配水施設</p> <p>(8) 配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最小動水圧が150 キロパスカルを下回らないこと。ただし、給水に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>(9) 消火栓の使用時においては、前号にかかわらず、配水管内が正圧に保たれていること。</p> <p>(10) 配水管から給水管に分岐する箇所での配水管の最大動水圧が740 キロパスカルを超えないこと。ただし、給水に支障がない場合はこの限りはない。</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な設備を有すること。</p> |
| <p>②定期的な水道施設の検査が実施されているか。</p> | <p>(1) 定期的な施設の点検と維持・修繕が行われているか。</p> <p>(2) 点検した結果や、補修を行った場合の内容を記録し、保存されているか(コ</p> | <p>法第 19 条第 2 項第 1 号 法第 22 条の 2 施行規則第 17 条の 2 「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」(令和元年 9 月 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)</p> <p>法第 22 条の 2 施行規則第 17 条の 2 「水道施設の点検を</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●水道施設に対する、目視等適切な方法による点検の頻度を定めていない、又は定めた頻度等により適切な時期に点検を行っていない場合 ●コンクリート構造物の点検頻度がおおむね5年に1回に満たない場合 ●定めた点検頻度等により、適切な時期に点検を行っていない場合 ●点検により把握した異状について、補修が必要とされたにもかかわらず、必要な補修を行っていない場合 ✕点検項目等が定められていない場合 ✕点検記録(異状がある場合)がない場合 ●点検の年月日、氏名及び結果が記録されていない場合 | |

| | | | |
|-------------------------------|---|---|---|
| | ンクリート構造物の場合)。 | 含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」(令和元年9月 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課) | ●記録が次回の点検を行うまで保存されていない場合 ●コンクリート構造物の補修を行った場合に、その内容の記録を当該施設を利用している期間保存していない場合 |
| ③浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。 | 浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。 | 法第19条第2項 昭55環水第3号(課長通知)の3の(1) | ✕運転手引書が整備されていない場合 ✕運転手引書が不十分(機器の取扱い説明書のみ)であった場合 |
| ④施設の管理状況の記録は、適切になされているか。 | | 法第5条 法第19条第2項 | ✕管理日誌、作業日誌等が未整備の場合 |
| ⑤施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。 | 施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか | 昭44衛水第9059号(局長通知)の2の(1) 平14健水発第1206001号(課長通知)の1 | ✕施設図、配管図等の更新ができていない場合 ✕施設図、配管図等の保管が不適切な場合 |
| ⑥適切な取水量の管理のもとで取水がなされているか。 | (1)取水量は計画水量を超えていないか。 (2)水源の許可書等は適切に申請、管理、更新しているか。 ○各水源について水利権の許可を得ているか。 ○慣行水利権の場合であっても、現状で水利権を取得する必要が生じていないか。 ○水利許可書に基づき取水量の報告を行っているか。 | 河川法第23条(流水の占用) 「水道事業等の認可等の手引き」(令和元年9月版 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課)2-4-4 | ✕取水量が計画水量を超えていた場合 (注)水源が地下水等の場合でも、取水量の超過が地盤沈下の増大やクリプトスポリジウムの汚染拡大を引き起こす恐れのある場合は口頭指摘となる。 ✕認可条件である河川管理者への取水量報告を行っていない場合 ✕水源の許可書等の申請・更新が適切に行われていない場合 |
| ⑦老朽管の把握をしているか。更新は計画的に実施しているか。 | (1)老朽管の把握をしているか。 〔・老朽管、石綿セメント管、CIP、塩ビ管(TS継手)、又はコンクリート管の把握をしているか。特に、鉄道等の軌道を横断している配水管等の老朽の状況を把握しているか。〕 (2)老朽管の更新を積極的に実施しているか。特に石綿セメント管について、計画的な更新に努めているか。 | 平2衛水第282号(課長通知)の1の(2) 平5衛水第174号(課長通知)の2 | ✕老朽管を把握していない場合 ✕老朽管が多数残存しているにもかかわらず、更新計画が策定されていない場合 |
| ⑧鉛給水管の把握状況及び更新計画はあるか。 | 鉛給水管について、布設替え、pHの調整などによる鉛低減化対策、利用者に対する広報活動に努めているか。 | 平元衛水第177号(課長通知) 平13衛水発第57号(課長通知) 平15健水発第1010001号(課長通知)の第4の6 | ✕鉛給水管の布設状況を把握していない場合 ✕鉛給水管が残存しているにもかかわらず、布設替え(更新計画を含む。)、pHの調整などによる鉛低減化対策を行っていない場合 ✕需要者に対する広報活動を行っていない場合 |

| | | | | |
|--------------------------------|--|---|---|--|
| <p>⑨漏水防止対策は計画的に実施しているか。</p> | <p>漏水防止対策についての年次計画が策定されているか。 有効率が90%以上、できれば95%以上の目標値を設定し、計画的に漏水防止に努めているか。 ○石綿管等の老朽管、鉛給水管等の布役替えを計画的に行っているか。</p> | <p>昭51衛水第70号(課長通知)の1の(1)、(2) 平12厚省令第15号(技術的基準)1の(8)、3の(5) 平2衛水第282号(課長通知)の1の(1)</p> | <p>✖有効率が低いにもかかわらず、計画的な漏水防止対策を行っていない場合</p> | <p>・平12厚省令第15号「水道施設の技術的基準を定める省令」 1 一般事項 (8)漏水のおそれがないように必要な水密性を有する構造であること。 3 貯水施設 (5)漏水を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> |
| <p>⑩工業用水道管等との誤接合防止を図っているか。</p> | <p>工業用水道管等が布設されている地区における給水管工事においては、誤接合防止の措置をとっているか。</p> | <p>昭46環水第55号(課長通知) 昭44衛水第9059号(局長通知)の1の(3) 平14健水第1206001号(課長通知)の別添</p> | <p>✖誤接合の防止対策(工事完了後給水栓における残留塩素の量を確認、管理設時の明示テープの貼付等)を行っていない場合</p> | <p>・昭46環水第55号「道路法施行令及び道路法施行規則の一部改正に伴う水道管の布設について」 1 名称等の明示 (略)その名称、管理者、埋設の年を明示すること。明示方法は、(略) 2 工事の実施方法 工事の実施方法としては、請負業者が工事を実施することになると考えられるので、水道事業者等の責任ある監督のもとに、請負業者の工事が適切に行われるよう指導すること。特に地下鉄工事その他の市街地で行われる大規模な工事については見廻又は立会等を通じて、工事施工中の監督を徹底して行うようされたいこと。 ・平14健水第1206001号「給水装置工事における工業用水道管等の誤接合の防止について」 3 工業用水道管等が布設されている地区における給水装置工事の設計及び施工にあたっては、埋設管の誤認に特に注意を払うとともに、工事完了後給水栓における残留塩素の量を確認するなど、誤接合がないか確認するための適切な措置を講じること。</p> |

4. 衛生管理

【健康診断】

| | | | | |
|------------------------|--|---|--|--|
| <p>①健康診断の実施状況は適切か。</p> | <p>(1) 定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。 (2) 健康診断の実施項目は適切か。 病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰自髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意する。 病原体検索は、主として便について行い、必要に応じて尿、血液、その他について行う。 (3) 臨時の健康診断が必要となるような状況は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。</p> | <p>法第21条第1項 施行規則第16条第1項、第4項 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の4 法第21条第1項 施行規則第16条第2項</p> | <p>●病原体検索のための定期健康診断をおおむね6箇月ごとに行っていない場合 ✖実施項目(検索病原体)が不適切な場合 (注)サルモネラ属菌検査においては、一般的に腸チフス菌・パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認を行い、検査項目について認識がない場合は水道技術管理者の責務において口頭指摘となる。 ●感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、臨時の健康診断を行っていない場合</p> | |
| <p>②健康診断の受診者は適正か。</p> | <p>健康診断の受診者は適切か。</p> | <p>法第21条第1項</p> | <p>●水道の浄水場等において業務に従事している</p> | |

| | | | | |
|--|--|---|---|--|
| | <p>水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。</p> <p>○運転業務委託会社の社員に対しても健康診断を実施しているか。</p> <p>○健康診断実施日に休んでいた職員の健康診断も、後日行っているか。</p> <p>○業務には従事していないが、頻繁に浄水場等に入入りする者(職員、清掃業者等)についても、健康診断を行っているか。</p> | | <p>者全員を対象に健康診断を行っていない場合</p> <p>●健康診断日に休んだ職員の健康診断を、後日においても実施していない場合</p> <p>✕業務には従事していないが、頻繁に浄水場等に入入りする者(職員、清掃業者等)について、健康診断を行っていない場合</p> | |
| ③過去1年間の健康診断記録が保存されているか。 | 過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。 | 法第21条第2項 施行規則第16条第4項 | ●記録が1年間保存されていない場合 | |
| 【衛生上の措置】 | | | | |
| ④水道施設についての汚染防止はなされているか。また、防護柵、施設、立入禁止表示等の設置がなされているか。 | <p>(1)取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止が充分になされているか。</p> <p>○定期的な点検清掃がなされているか。</p> <p>(2)上記の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。また、施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いた耕作及び園芸並びに家畜及び家禽の放し飼等がなされていないか。</p> | <p>法第22条 施行規則第17条第1項第1号 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の5</p> <p>施行規則第17条第1項第2号 平12厚省令第15号(技術的基準) 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の5</p> | <p>●浄水場等において汚染防止がなされていない場合</p> <p>✕浄水場等において汚染防止が不十分な場合</p> <p>●人畜が施設に立ち入るのを防止する措置が行われていない場合</p> <p>✕人畜が施設に立ち入るのを防止する措置が不十分な場合</p> | |
| ⑤給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とにならないよう管理されているか。 | <p>(1)給水栓における水が、遊離残留塩素濃度0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。</p> <p>○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生物が検出されていることはないか。</p> <p>○現在は、管末で遊離残留塩素が0.1mg/lを保持しているが、将来下回るおそれはないか。</p> <p>○地理的に残留塩素濃度の保持が難しいところについて、対策の検討がなされているか。</p> <p>(2)供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれ</p> | <p>法第22条 施行規則第17条第1項第3号 平8衛水第230号(課長通知)の1 平15厚労省告示第318号(検査方法) 平15衛水発第100001号(課長通知)第1の5</p> <p>施行規則第17条第1項第3号 平15健水発第1010001号の第1の5の(6)</p> | <p>●遊離残留塩素濃度が0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)を下回っている給水栓がある場合</p> <p>✕遊離残留塩素濃度が0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)を、年数回下回っている給水栓がある場合</p> <p>✕塩素消毒の管理が不十分な場合</p> <p>(解説)平成16年度から遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(毎日実施する消毒の残留効果に関する検査は除く)について、公定化を図ったため。</p> <p>●供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合等に、給水栓における水の遊離残留塩素濃度が0.2mg/l(結合残留塩素</p> | |

| | | | | |
|-----------------------------------|--|---|---|---|
| | <p>がある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度 0.2mg/l(結合残留塩素の場合は 1.5mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。</p> <p>汚染されるおそれがある場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。 ・全区域にわたるような広範囲の断水後給水を再開するとき。 ・洪水等で水質が著しく悪化したとき。 ・浄水過程に異常があったとき。 ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれのあるとき。 ・その他特に必要があると認められるとき。 | | <p>の場合は 1.5mg/l)を下回っている給水栓がある場合</p> | |
| ⑥消毒が連続的に適正な場所で行われているか。 | <p>(1)消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないよう常に整備しているか。予備の設備はあるか。</p> <p>(2)消毒剤の注入は、量水せい又は配水池等において、消毒剤が十分水に混合するように行われているか。</p> | <p>平 12 厚省令第 15 号(施設基準) 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 1 の 5 の(4)</p> <p>平 15 健水発第 1010001 号の第 1 の 5 の(5)</p> | <p>✖消毒剤の注入状況を確認していない場合 (注)残留塩素等に問題のない場合、ただし、問題が生じている場合は、施設基準違反(省令第 5 条第 1 項第 5 号ニ)として文書指摘とする。</p> <p>✖消毒剤の注入場所が、不適切な場合 (注)施設の構造的なものについては、施設基準違反(省令第 5 条第 1 項第 5 号イ)として文書で指摘する。</p> | |
| 5. 水質検査 | | | | |
| ①定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。 | <p>(1)定期の水質検査の回数は法定の回数(毎日・毎月・3月に1回以上)実施されているか。また、検査項目は適切か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎日検査を、土日にも行っているか。 ○消毒の残留効果に関する検査だけでなく、色及び濁りの検査も行っているか。 ○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上・3月に1回以上)の検査を行っているか。 <p>(2)検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることができる要件を満たしているか。また、その検査頻度は適切か。</p> | <p>法第 19 条第 2 項 法第 20 条第 1 項 施行規則第 15 条第 1 項 県細則第 12 条 平 15 厚労省令第 101 号(水質基準) 平 15 厚労省告示第 261 号(検査方法) 平 15 厚労省告示第 318 号(残塩検査方法) 平 7 衛水第 183 号(課長通知)1(1) 平 15 健発第 1010004 号(局長通知) 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 1 の 3</p> <p>施行規則第 15 条第 1 項第 3 号 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 1 の 3 の(9)</p> | <p>●定期の水質検査を法定の回数行っていない場合</p> <p>✖毎日検査を毎日行うこととしているが、一部の検査地点において未実施日が数日あった場合</p> <p>●検査回数を減じることができる要件を満たしていない場合</p> <p>✖水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況の把握が不十分であるにもかかわらず、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと判断している場合</p> | <p>・県細則第 12 条(水質検査結果書等の提出) 水道事業者又は水道用水供給事業者は、法第 20 条第 1 項(法第 31 条において準用する場合を含む。)の規定により水質検査(省令第 15 条第 1 項第 1 号イの検査を除く。以下「水質検査」という。)を行ったときは、速やかに当該水質検査の結果を記載した書類(以下「水質検査結果書」という。)を当該事業者の主たる事務所(以下「水道事務所」という。)の所在地を管轄する保健所長(当該水道事務所の所在地が横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市又は相模原市の区域にある場合は、知事)に提出しなければならない。</p> <p>2 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定により水質検査を行ったときは、速やかに水質検査結果報告書を当該専用水道の設置場所を管轄する保健所長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定により水質検査結果書の提出を受けた保健所長は、毎月取りまとめの上水質検査月報(第 14 号様式)を作成し、</p> |

| | | | | |
|------------------------------------|---|---|---|---|
| | <p>(3)検査項目の省略を行っている場合、省略することができる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であっても、概ね3年に1回は省略項目についても水質検査を行っているか。</p> <p>(4)すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物及び味を除く。)を実施しているか。また、必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。</p> | <p>施行規則第15条第1項第4号 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(5)、(9)</p> <p>平5衛水第187号(課長通知)2 平15健水発第1010001号(課長通知)の第4の2</p> | <p>●検査項目を省略することができ要件を満たしていない場合</p> <p>✖原水並びに水源及びその周辺の状況等の把握が不十分であるにもかかわらず検査が必要ないとしている場合</p> <p>✖省略項目について、合理的な理由がある場合を除き、概ね3年に1回の水質検査が行われていない場合</p> <p>✖全部または一部の水源の原水について、合理的な理由がある場合を除き、年1回の全項目検査が行われていない場合</p> | <p>翌月の末日までに知事に提出しなければならない。</p> |
| <p>②採水地点は適正か。</p> | <p>(1)採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定しているか。また、配水系統ごとに選定しているか。 なお、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。 ○給水栓以外を採水場所としていないか。(但し、一定の場合は可) ○毎日検査の採水地点は、浄水場出口だけでなく、配水管の末端でも行われているか。 ○浄水場系統が異なる場合には、各浄水場系統ごとに選定しているか。</p> <p>(2)採水か所数は、水源の種類、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定しているか。</p> | <p>法第19条第2項 施行規則第15条第1項第2号 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(1)</p> <p>平15健水発第1010001号の第1の3の(3)</p> | <p>●採水場所が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所となっていない場合(注)特に、浄水場・配水池でしか行っていない場合が多く、文書指導の対象となる。</p> <p>✖給水栓で採水しているが、採水場所に配水区域の末端が1か所も含まれていない場合</p> <p>✖採水か所数が水源の種類、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっていない場合</p> | |
| <p>③水質管理目標設定項目について水質検査を行っているか。</p> | <p>水質管理目標設定項目について、水源の種類や使用する機材、薬品の観点から着目して項目を設定し、水質検査を実施しているか。また、公表する計画はあるか。</p> | <p>平15健水発第1010001号(課長通知)の第3 平15健水発第1010004号(局長通知)の第4 平17健水発第1101001号(課長通知)</p> | <p>✖水質検査計画に水質管理上留意すべき項目を設定しておらず、検査の実施も行っていない場合</p> | <p>・平17健水発第1101001号 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」の一部改正について」 (略)水質管理目標設定項目については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平15年10月10日付け健水発第1010001号。以下「課長通知」という。)において、標準的な検査方法及び測定精度を示してい</p> |

| | | | | |
|-----------------------|---|--|--|---|
| | | | | るところである。今般、水道水質検査方法に関する新たな知見等を踏まえ、一部項目について検査方法等を変更することとし、課長通知の別添4の全部を本通知の別添のとおり改正したので通知する。(略) |
| ④水質検査の委託先の選定方法は適切か。 | <p>(1)水質検査を適切な機関に委託しているか。</p> <p>(解説)適切な機関 ・地方公共団体の機関 ・厚生労働大臣の登録を受けた者</p> <p>(2)書面による直接契約が行われているか。 ○水道の管理に関する技術上の全部を委託している場合は、委託先の水道管理業務受託者と水質検査機関が書面による直接契約を行う。</p> <p>(3)委託契約書の記載事項は適切か。</p> <p>(4)委託契約書は契約終了日から5年間保存されているか。</p> <p>(5)委託料が受託業務を遂行するに足りる額であるか。</p> <p>(6)委託先は試料の採取・運搬を速やかに行うことができる水質検査機関であるか。</p> <p>(7)水質検査に実施状況を書類又は調査などにより確認しているか。</p> | <p>法第20条第3項</p> <p>施行規則第15条第8項 平23健水発1003第2号(課長通知)の第2の2</p> | <p>●委託先機関が、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者でない場合</p> <p>●書面による直接契約が行われていない場合</p> <p>●委託契約書の記載事項が適切でない場合</p> <p>●委託契約書が5年間保存されていない場合</p> <p>●適切な水質検査の実施が困難になるほどの低廉な価格で業務が委託されている場合</p> <p>●速やかな検査の実施が困難である場合</p> <p>●水質検査の実施状況を確認していない場合</p> | |
| ⑤水質検査結果は水質基準を満たしているか。 | <p>(1)水質検査結果は、水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。</p> <p>(2)水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。 ○毎日検査を委託している場合にあっては、異常が認められた際、速やかに報告を受けられる体制になっているか。</p> <p>(3)異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。</p> | <p>法第4条 法20条第1項 平15厚労省令第101号(水質基準)</p> <p>平15健水発第1010001号(課長通知)の第2</p> <p>平7衛生水第183号(課長通知)1の(2) 平15健水発第1010001号(課長通知)の第2</p> | <p>●基準値超過が継続している場合</p> <p>●基準値を超えた値が検出されているにもかかわらず、その原因究明を行わず、必要な措置を講じていない場合</p> <p>✕水質異常時の対応が不適切な場合</p> <p>●確認の再検査を行っていない場合</p> | |
| ⑥臨時の水質検査は昨年度行ったか。 | <p>(1)臨時の水質検査が必要となるような状況が生じていないか。生じていると認められる場合、水質検査を行っているか。</p> <p>臨時の水質検査が必要な場合 ・水源の水質が著しく悪化したとき。 ・水源に異常があったとき。</p> | <p>法第20条第1項 施行規則第15条第2項、第3項 県細則第12条 平15厚告示第261号 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(7) 平17健水発第0525001号(課長通</p> | <p>●臨時の水質検査が必要となるような状況が生じているにもかかわらず水質検査を行っていない場合</p> | <p>・県細則第12条(水質検査結果書等の提出) 水道事業者又は水道用水供給事業者は、法第20条第1項(法第31条において準用する場合を含む。)の規定により水質検査(省令第15条第1項第1号イの検査を除く。以下「水質検査」という。)を行ったときは、速やかに当該水質検査の結果を記載した書類(以下「水質検査結果書」と</p> |

| | | | | |
|------------------------------|--|--|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。 ・浄水過程に異常があったとき。 ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。 ・その他特に必要があると認められるとき。 <p>(2) 臨時の水質検査結果において異常が認められた場合、どのような対応をとっているか。</p> | 知) | | <p>いう。)を当該事業者の主たる事務所(以下「水道事務所」という。)の所在地を管轄する保健所長(当該水道事務所の所在地が横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市又は相模原市の区域にある場合は、知事)に提出しなければならない。</p> <p>2 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行ったときは、速やかに水質検査結果報告書を当該専用水道の設置場所を管轄する保健所長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により水質検査結果書の提出を受けた保健所長は、毎月取りまとめの上水質検査月報(第14号様式)を作成し、翌月の末日までに知事に提出しなければならない。</p> |
| ⑦水質検査計画は策定されているか。 | <p>(1) 毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。</p> <p>(2) 策定されている場合、その内容は適切か。 水質検査計画に記載しなければならない事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項 ・定期的水質検査の検査項目、採水場所、検査回数及びその理由 ・定期的水質検査を省略する検査項目及びその理由 ・臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等 ・水質検査を委託する場合における当該委託の内容 ・水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項等 <p>(3) 水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査項目に位置付けられているか。</p> | <p>施行規則第15条第6項、第7項</p> <p>平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(8)</p> <p>平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(8)の二</p> | <p>●異常が認められたにも関わらず、必要な措置をとっていない場合</p> <p>●水質検査計画が毎事業年度の開始前に策定されていない場合</p> <p>✖水質検査計画に位置付けられていない場合</p> | |
| ⑧水質検査の精度管理及び信頼性の保証が確保されているか。 | <p>(1) 自己検査を行っている場合、水質検査の精度管理を行っているか。</p> <p>(2) 正確な検査結果を得るための体制の構築に努めているか。</p> <p>○信頼性保証部門と水質検査部門に各責任者を配置した組織体制の整備を行っているか。</p> <p>○標準作業書の作成等を行っているか。</p> | 平15健水発第1010001号(課長通知)の第4の5 | | |

| | | | | |
|---------------------------------------|---|--|--|---|
| | (解説)信頼性保証部門 ・水質検査の業務の管理及び精度の確保を行う部門 | | | |
| | (3)水質検査を委託している場合は、精度管理の結果について確認しているか。 | 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)第 4 の 5 | | |
| ⑨過去 5 年間の水質検査記録が保存されているか。 | (1)水質検査の記録を適正に作成しているか。 ○毎日検査の際、色、濁りについて、異常がなくても記入しているか。 (2)過去 5 年間の水質検査に関する記録は保存されているか。 | 法第 20 条第 2 項 県細則第 13 条 法第 20 条第 2 項 県細則第 13 条 | ●水質検査の記録が作成されていない場合 ✖水質検査の記録が不適切な場合 ●過去 5 年間の記録が保存されていない場合 | ・県細則第 13 条(記録作成の様式) 法第 20 条第 2 項(法第 31 条及び第 34 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による記録は、第 15 号様式に準じて作成するものとする。 |
| 6. 水質管理 | | | | |
| ①水源周辺及び上流域の汚染源の把握はされているか。 | (1)水源付近及びその後背地域において汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の立地状況等について把握されているか。 (解説)おそれのある工場等 ・水濁法特定施設 ・PRTR 法届出施設 ・産廃処分場 ・下水処理施設 ・畜舎 (2)水源が汚染されるおそれのある水道事業者等においては、水源の監視を強化し、また必要に応じ、水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器等により、毒劇物等による汚染の早期発見の措置がなされているか。なお、必要に応じ、各水系ごとに関係水道事業者等及び関係行政機関の間の相互連絡通報体制を整えているか。 ○バイオアッセイ・自動水質監視機器等による水質管理を行っているか。また常時監視できる体制となっているか。 | 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 4 の 3 平 14 健水発第 0327001 号(課長通知)第 4 の 2 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 4 の 4 平 15. 12. 15 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」 | ●水源周辺及び上流域の汚染源が把握されていない場合 ✖汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等について把握している内容が不適切な場合 ✖水源が汚染されるおそれがあるにもかかわらず、バイオアッセイ等による水質管理を行っていない場合 ✖バイオアッセイはあるが常時監視できない等、早期発見の措置が不適切な場合 | |
| 【クリプトスポリジウム対策】 | | | | |
| ②水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判断しているか。 | リスクレベルの判断をしているか。 | 平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」 | ✖リスクレベルを判断していない場合又は適切に判断されていない場合 ●指摘しても改善されず、ろ過施設の整備の必要性が判断できない場合 | |
| ③予防対策がされているか。 | (1)リスクレベルに応じた原水等の検査を実施しているか。 ○レベル 4 及びレベル 3 適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を行っているか。 ろ過施設等整備中の場合は、原水のクリプトスポリジウム等を 3 月に 1 回以上、指標菌を月 1 回以上、検査を行っているか。 | 平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」 | ✖リスクレベルに応じた原水等の検査を行っていない場合 ●指摘しても改善されず、ろ過施設の整備の必要性が判断できない場合 3 月に 1 回以上、原水の指標菌の検査を実施している場合は指導しない。 | ・平 19 健水発第 0330005 号「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」 対策指針 3 予防対策 水道事業者等は、水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれの程度に応じ、次の対応措置を講ずること。 (ア)ろ過 ①ろ過設備であって、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なものを整備することにより対応する場合 |

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| | <p>○レベル2 3月に1回以上、原水の指標菌の検査を行っているか。</p> <p>○レベル1 年1回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認しているか。 3年に1回、井戸内部の撮影等により、点検を行っているか。</p> <p>○レベル4及びレベル3の場合、浄水を毎日1回20リットル採水し、ポリタンクに注入した水又は採水した水から得られるサンプルを14日間保存しているか。</p> <p>(2)レベル4の施設では、ろ過施設の整備又はろ過施設及び紫外線処理設備の整備、レベル3の施設では、ろ過施設の整備又は紫外線処理設備の整備を行っているか。若しくは水源変更の措置を講じているか。</p> <p>○ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持しているか。</p> <p>○急速ろ過法の場合は、凝集剤を用いているか。</p> <p>○凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、記録を残しているか。</p> <p>○紫外線処理の場合、照射量の確認、原水濁度2度を超えた場合の取水停止、維持管理を行っているか。</p> <p>○施設整備中の場合、原水の濁度を常時計測し、通常よりも高くなった場合、取水を停止しているか。</p> | <p>平12厚省令第15号(施設基準) 平19健水発第0330005号(課長通知)対策指針3</p> | <p>●レベル4の施設であるが、ろ過(急速ろ過(凝集・沈でん含む)、緩速ろ過、膜ろ過又はろ過及び紫外線)による浄水処理を行っていない場合、レベル3の施設であるが、ろ過又は紫外線による浄水処理を行っていない場合若しくは水源変更を行っていない場合 (注)施設基準違反で指摘する。 ただし、ろ過施設等を整備中の場合は指摘しない。</p> <p>✖適切に管理されていない場合</p> | <p>は、ろ過池等の出口の濁度を常に0.1度以下に維持すること。 ②ろ過設備及びろ過後の水を処理するための紫外線処理設備を整備することにより対応する場合は、ろ過池等の出口の濁度を可能な限り低減させること。 ③ろ過池等の出口の濁度を常時把握すること。 ④ろ過方式ごとに適切な浄水管理を行うこと。特に急速ろ過法を用いる場合にあっては、原水が低濁度であっても、必ず凝集剤を用いて処理を行うこと。 ⑤凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、浄水施設の運転管理に関する記録を残すこと。</p> <p>○共通の留意事項 ・ろ過池等の出口の濁度は各ろ過池等ごとに測定することとするが、不可能な場合の他、各ろ過池等の出口の濁度を把握する合理的な監視方法がある場合には、各処理系統ごとに測定することとし、いずれの場合も測定記録を残すこと。 (イ)紫外線処理 ①紫外線強度計により常時紫外線強度を監視し、十分に紫外線が照射されていることを確認すること。 ②紫外線処理の対象となる水が以下の水質を満たさなくなった場合は通水を停止すること。 ・濁度 2度以下であること ・色度 5度以下であること ・紫外線(253.7nm付近)の透過率が75%を超えること(紫外線吸光度が0.125abs./10mm未満であること) ③常に設計性能が得られるように維持管理(運転状態の点検、保守部品の交換、センサー類の校正)を適切な頻度と方法で実施し、記録すること。</p> |
| <p>④クリプトスポリジウム症等が発生した場合の対応は整備されているか。</p> | <p>給水区域においてクリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応が整備されているか。</p> | <p>平19健水発第0330005号(課長通知)水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」</p> | <p>✖クリプトスポリジウム症等が発生した場合の対応マニュアル等が整備されていない場合</p> <p>✖クリプトスポリジウム症等が発生した場合の対応について、不適切な場合 (注)全量受水の場合にも、対応について整備する必要がある。</p> | |
| <p>7. 危機管理対策</p> | | | | |
| <p>①危機管理マニュアル類の整備はされているか。</p> | <p>危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策、漏水対策等)は整備されているか。</p> | <p>法第19条第2項第8号 法第23条第1項 県細則第14条 昭49環計第36号 (部長通知)「漏水対策について」 昭55環水第3号(課長通知)「水道事業における地震対策について」 昭59衛水第46号(課長通知)</p> | <p>✖危機管理マニュアルが未整備の場合</p> <p>✖危機管理マニュアルが不適切な場合</p> | <p>・県細則第14条(給水の緊急停止報告) 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道若しくは簡易専用水道の設置者は、法第23条第1項(法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。)又は省令第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、給水緊急停止報告書(第16号様式)により直ちに知事(専用水道又は簡易専用水道にあっては当該設置場所を管轄す</p> |
| <p>②連絡体制の整備状況は万全か。</p> | <p>水質事故、地震災害時等緊急時における当該事業者内での連絡・対応体制の整備、地域住民、関係水道事業者及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。 また、直ちに適切な対策</p> | <p>昭55環水第3号(課長通知)「水道事業における地震対策について」 昭59衛水第46号(課長通知)</p> | <p>✖緊急時の連絡体制が整備されていない場合</p> <p>✖内部又は関係機関等外部との連絡体制が不適切な場合</p> <p>✖内部、外部の関係者</p> | |

| | | | | |
|--------------------------------------|--|--|--|---|
| | が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。 ○県生活衛生課への連絡先 ・電話 045-210-4955 ・FAX 045-210-8864 | 昭61環水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」平6衛水第213号(課長通知) | に、連絡体制を周知していない場合 ✖県生活衛生課・保健福祉事務所への連絡先が緊急時の連絡体制図等に明記されていない場合 | る保健所長)に報告しなければならない。 ・平19.6.19事務連絡「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」水道施設への被害情報及び水質事故に関する情報の提供については以下のとおりお願いいたします。 1 自然災害による断水等水道施設への被害が確認された場合 2 漏水による断減水が発生した場合 3 事故その他の原因による断減水が発生した場合 4 健康に影響を及ぼす(おそれのある)水質事故の発生が確認された場合 5 断減水発生事態以外で連絡をお願いした事項 (1)水道に対するテロが発生した場合 (2)水道における情報システム障害(サイバー攻撃)が発生した場合 |
| ③給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。 | (1)給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。 (2)給水の緊急停止を行った場合、関係者に周知させる措置が整えられているか。(過去5年以内で、緊急停止の実績はあるか。また、その理由は何か。) | 平13健水発第87号(課長通知) 平15健水発第1010001号(課長通知)の第4の4 平15.12.15事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」 平16健水発第0226002号(課長通知) 平19.6.19事務連絡 | ✖緊急停止措置の指揮命令系統が明確になっていない場合 ✖緊急停止措置の指揮命令系統に水道技術管理者の位置付け又は関与がない場合 ✖給水の緊急停止を関係者に周知させる措置が整えられていない場合 | |
| ④応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。 | 応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。 | | ✖応急復旧体制、応急給水体制が確立されていない場合 ✖応急復旧体制、応急給水体制が不十分な場合 | |
| ⑤給水車、給水タンク等の整備状況は万全か。 | 給水車、給水タンク等の確保はなされているか。 | | ✖給水車、給水タンク等の整備がなされていない場合、または整備状況が給水ポイントの配置等からみて極めて不十分な場合 | |
| ⑥緊急時の近隣市町村等との連携は図られているか。 | 緊急時の近隣市町村等との連携は図られているか。 | | ✖近隣市町村等との間で緊急時に備えた協力体制の確立が図られていない場合 | |
| ⑦危機管理を想定した訓練等に努めているか。 | 水道の緊急停止措置等の緊急事態を想定した訓練等に努めているか。 ○単なる応急給水・応急復旧訓練だけでなく、水道の緊急停止等の措置を想定した訓練を行っているか。 | 法第23条第1項 平成13健水発第87号(課長通知)2 平18事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」1(2) | ✖水質事故等、給水の緊急停止措置等を想定した、水道の緊急事態対応の訓練を実施していない場合 | |
| ⑧危機管理対策として住民への対策を適切に講じているか。 | 非常時における住民への対策を適切に講じることとしているか。(給水ポイントの選定、広報活動のあり方など) | 法第23条第1項 昭49環計第36号(部長通知)II 昭55環水第3号(課長通知)第1編第5章第2節第3 昭55環水第3号(課長通知)第2編第5章第2節第3 昭61環水第116号(課長通知)1(2) 平6衛水第213号(課長通知)1 平成13健水発第87号(課長通知) 平成17(厚生労働省)3 | ✖非常時における住民への対策(給水ポイントの選定、広報活動のあり方等)についてどのように行うか規定されていない場合 ✖非常時における住民への対策(給水ポイントの選定、広報活動のあり方等)が極めて不十分である場合 | ・平成17(厚生労働省)「生活関連施設の安全確保の留意点」3 一般住民からの連絡窓口を設置し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有化を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。 |
| ⑨テロ等危機管理対策として水源監視及び水道施設の警備強化を行っているか。 | テロ等危機管理対策として水源監視の強化、水道施設の警備強化、防護対策の確立等に努めているか。 ○水道施設の警備の強化を十分行っているか。 ○ろ過池等が外部から容易に毒物投入できる配置・構造となっている場合、防止策等を検討している | 平13健水発第87号(課長通知) 平16健水発第0226002号(課長通知)1 平成17(厚生労働省)3 | ✖テロ等事件発生に備えた危機管理対策が不十分な場合 | ・平16健水発第0226002号「不法行為の未然防止のための警備強化について」 1 自主警備体制の徹底 施設出入り者の管理 ・平成17(厚生労働省)「生活関連施設の安全確保の留意点」3 ○関連機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備の強化に努めること。 |

| | | | | |
|----------------------------|--|--|--|---|
| | か。 | | | ○水源の監視を強化すること。 ○水道施設の防護対策を確認すること。 ○バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。 |
| ⑩施設内への来訪者の管理を行っているか。 | 施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っているか。 | 平 13 健水発第 87 号(課長通知) 平 16 健水発第 0226002 号(課長通知)1 平成 17(厚生労働省)3 | ✖来訪者名簿・受付用テレレカメラ等で施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っていない場合 | ・平成 17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。 |
| ⑪薬剤等の保管、管理は適切になされているか。 | 薬剤等の保管・管理について、取り扱い責任者の明確化、薬品台帳の作成等が適切になされているか。 ○薬品台帳等が作成されているか。 ○毒性に関係なく瓶ごとの管理となっていないか。 ○薬品の購入量だけでなく、使用量も記録されているか。 | 平 13 健水発第 87 号(課長通知) 平 16 健水発第 0226002 号(課長通知)1 平成 17(厚生労働省)3 | ✖薬剤等の保管、管理が不適切な場合 | ・平成 17(厚生労働省)「生活関連等施設の安全確保の留意点」3 備品、薬品等の管理を徹底すること。 |
| ⑫水道の基幹施設の耐震化は進めているか。 | 地震対策として、水道施設の耐震化対策は進められているか。 | 昭 55 環水第 3 号(課長通知)第 1 編第 5 章第 2 節第 1 の 2 平 20 健水発第 0408002 号(課長通知)1(3) | ✖基幹施設の耐震診断が行われていない場合 | ・平 20 健水発第 0408002 号「水道施設の耐震化の計画的実施について」1(3) (3)各水道においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成 25 年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努められたい。 |
| ⑬停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。 | 停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。 | 昭 61 環水第 116 号(課長通知)4 | ✖停電時に配慮した水道施設等となっていない場合 | |
| ⑭漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。 | 漏水事故等に備え、資機材の保有・確保はされているか。 | 昭 55 環水第 3 号(課長通知)6(3) | ✖資機材の保有又は確保がなされていない場合、または極めて不十分な場合 | |
| 8. 住民対応 | | | | |
| ①住民への情報提供が適切になされているか。 | (1)水道の需要者に対して、法に基づく以下に掲げる情報を積極的に提供しているか。 提供すべき情報 〔毎年 1 回以上定期的に(水質検査計画は毎事業年度の開始前に) ・水質検査計画、定期・臨時の水質検査結果、水道水の安全性に関する事項 ・第三者委託等の内容を含む水道事業の実施体制に関する事項 ・水道事業に要する費用や料金負担等のコストに関する事項 ・給水装置や貯水槽水道の管理に関する事項 ・水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の状況に関する事項〕 (2)需要者の入手しやすい方法や理解しやすい形式となっているか。 (解説)ホームページ、広報紙、新聞折込、役所・事務所パンフを置く、等 | 法第 24 条の 2 施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 1 号～第 6 号 平 12 衛水発第 40 号(課長通知) 平 14 健水発第 0327001 号の第 5(課長通知) 平 23 健水発 1003 第 2 号(課長通知)の第 2 の 5 | ●法に基づく情報を、毎年 1 回以上定期的に情報提供を行っていない場合 ✖法に基づく情報を提供しているが、情報提供の内容が不十分な場合(注)水質検査計画は事業年度開始前に情報提供する必要がある。 ✖情報提供の方法が、需要者の入手しやすい方法や理解しやすい形式となっていない場合 | ・平 12 衛水発第 40 号「水道事業における情報公開の推進について」 (略)公共料金分野における情報公開のより一層の推進のため(略)より一層積極的な情報公開に取り組まれますよう、お願いいたします。(略) |

| | | | | |
|-----------------------------------|--|---|--|--|
| | 水道事業の効率化、水道料金の妥当性など情報提供事項以外の情報についても積極的に提供し、水道事業に対する理解を得るように努めているか。 | | | |
| ②災害や水質事故等非常時の住民への情報提供は適切になされているか。 | 災害や水質事故等非常時における需要者への情報提供について、適切な内容、適当な方法となっているか。 (解説)有線、無線、広報車等 提供すべき情報 必要が生じた時速やかに ・臨時の水質検査の結果 ・災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項 | 施行規則第17条の5第1項第7号、第8号 | ●災害や水質事故等非常時に住民への情報提供を行っていない場合 ✖情報提供の内容又は方法が不十分な場合 | |
| ③住民参加の取り組みはあるか。 | パブリックコメント、モニター制度、防災訓練等住民が参加する取り組みを行っているか。また、今後の予定は。 | | | |
| ④需要者からの苦情等に対して適切に処理しているか。 | (1)需要者からの苦情等の内容及び処理状況は記録されているか。また、苦情に対して適切に処理しているか。 (2)需要者からの苦情を、将来の需要者サービス向上に反映させているか。 | 法第18条第2項 | ✖苦情等の内容及び処理状況が記録されていない場合 ✖苦情に対して適切に処理していない場合 | |
| 【供給規定】 | | | | |
| ⑤供給規程を定め、一般に周知させているか。 | (1)供給規程を定めているか。その内容は適切か。 (2)供給規程を、その実施の日までに一般に周知させているか。 | 法第14条第1項 施行規則第12条～第12条の5 法第14条第4項 | ●供給規程を定めていない場合 ●供給規程を一般に周知させていない場合 | |
| ⑥給水停止をする際の需要者への周知等処理方法は適切か。 | (1)法第15条第2項に基づく給水停止を実施した場合には、給水停止の区域及び期間をあらかじめ関係者に周知しているか。 (2)料金未納及び正当な理由なしに給水栓の検査を拒んだ時に伴う給水停止等を実施する場合は、供給規程に基づき処理しているか。 (3)生活困窮者に対して給水停止を行った場合、福祉部局と連絡・連携をとっているか。 | 法第15条第2項 法第15条第3項 施行規則第12条の3第2号ロ 平12事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」 平31薬生水発0329第1号(課長通知) 「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」 | ●給水を停止する前(やむを得ない事情がある場合を除く。)に需要者へ周知していない場合 ●供給規程に基づき、給水停止を行っていない場合 ✖福祉部局との連絡・連携を一切とっていない場合 | |
| ⑦貯水槽水道に関して、適切に供給規程等で規定されているか。 | 貯水槽水道に関して、適切に供給規程等で規定されているか。 | 法第14条第2項第5号 施行規則第12条の5 平14健水発第0327001号(課長通知)1の(5) | ●貯水槽水道に関して、供給規程等で規定されていない場合 | |

| 9. 資源・環境 | | | | |
|---------------------------------|---|---|---|---|
| ①資源の有効活用・地球環境保全に関する取り組みを行っているか。 | (1)資源の有効活用・地球環境保全に関して、自主的に取り組んでいることはあるか。 (2)環境マネジメントシステム(ISO14001)に関する取り組みを行っているか。 | 平 16 事務連絡 平 17 健水発第 1017001 号(課長通知)3.5(4)① | ✖環境に配慮した取り組みが不適切な場合 | ・平 16 事務連絡「厚生労働省における環境配慮の方針について」 1 環境保全上健全な水環境の確保に向けた取組 ①健全な水環境系の構築(略) ②水道施設における廃棄物・リサイクル対策の推進(略) ③水道施設における地球温暖化対策の推進(略) ・平 17 健水発第 1017001 号「地域水道ビジョンの作成について」3.5(4)① ①浄水汚泥の有効利用 循環社会の実現に貢献するため、浄水汚泥の有効利用の推進について、有効利用率 100%を目指すつつ、計画期間内における適切な目標を設定する。 |
| ②浄水場等からの排水及び汚泥の処理は適切であるか。 | 浄水場等から排出される污水及び汚泥の処理処分等は関係法令に基づき適切になされているか。 | 水質汚濁防止法第 12 条(排出水の排出の制限) 昭 51 環水第 46 号(課長通知) 水道法第 5 条 平 12 厚省令第 15 号(水道施設の技術的基準を定める省令) 廃棄物処理法第 12 条(事業者の処理) | ✖排水又は汚泥の処理処分等が不適切な場合 (注)水濁法の特定施設でなくとも、排水をそのまま公共水域に放流する場合には、水濁法に準じた測定を行うなど、排水が生活環境保全上支障がないかどうか確認する必要がある。そうでない場合は口頭指摘 ✖排水又は汚泥の処理処分等について、関係部局と調整を行っていない場合 (解説)廃棄物処理法 ＝廃棄物の処理及び清掃に関する法 (S45.12.25) | ・昭 51 環水第 46 号「水道の沈でん施設及びろ過施設の水質汚濁防止法に基づく特定施設への指定について」 1 今回の水質汚濁防止法施行令の改正により、水道法第 3 条第 7 項に規定する水道施設のうち、浄水施設である沈でん施設又はろ過施設(これらの浄水能力が 1 日あたり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く)が水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する測定施設として追加されたことに伴い、これらの施設を設置する事業場からの排水水について、同法第 3 条第 1 項の排出基準が適用され、この基準に適合しない排水の排出は禁止されること。(略) 3 その他同法第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条及び第 11 条第 3 項の規定により届出が必要とされ、同法第 9 条の規定により特定施設の設置につきその実施が制限され、また、同法第 14 条の規定により排水の汚染状態の測定等が義務づけられる等の規制が行われるので、これらの点についても、遺漏のないよう遵守すべきものであること。 |
| 10. その他 | | | | |
| | (1)地域水道ビジョンの作成を検討しているか。 | 平 17 健水発第 1017001 号(課長通知) | ✖地域水道ビジョンを策定又は策定の検討を行っていない場合 | 策定されている場合はその取り組みについて確認する |
| | (2)水道法における第三者委託制度の活用を検討しているか。 | 法第 24 条の 3 施行令第 9 条 施行令第 10 条 施行令第 11 条 施行規則第 17 条の 6 施行規則第 17 条の 7 施行規則第 52 条 平 14 事務連絡「水道事業等における第三者への業務委託の対象業務の考え方について」 平 15 事務連絡「総合規制改革会議にまとめられた、「規制改革の推進に関する第 2 次答申—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—」について」 | | |

| | | | | |
|--|--|----------------------------------|--|--|
| | (3) 事業の広域化・統合について検討しているか。 | 平 14 健水発第 0327001 号(課長通知)第 3 の 2 | | |
| | (4) 水道事業ガイドラインに規定されている業務指標を活用した取り組みを行っているか。 | 平 17 健水発第 1017001 号(課長通知)3.3 | | |
| | (5) 国際協力等を通じた国際貢献の取り組みを行っているか。 | 平 17 健水発第 1017001 号(課長通知)3.5(5) | | |
| | (6) 料金設定、経営収支等の課題についての考えはあるか。 ○水道料金値上げについて考えているか。 | | | |
| | (7) 技術者職員確保、技術の継承についての考えはあるか。 | | | |
| | (8) その他課題はあるか。 | | | |

専用水道立入検査表

●は文書による指導事項

✖は口頭による指導事項

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|--|--|---|---|
| 1. 一般事項 | | | |
| 【水道技術管理者】 | | | |
| (1) 水道技術管理者を選任しているか。 | ①水道技術管理者は適切に選任されているか。 ②水道技術管理者は資格要件を満たしているか。 一日最大給水量が1000 m ³ 以下であり、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、自然流下のみによって給水できる場合は除く。 | 法第19条第1項 県細則第11条 法第19条第3項 施行令第7条 施行規則第14条 法第34条第2項 | ●水道技術管理者を選任していない場合 ●資格要件を満たしていない場合 |
| (2) 水道技術管理者は水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。 | 水道技術管理者は以下に掲げる事項に関する業務に従事し、及びこれらの業務に従事する他の職員を監督しているか。 ・水道施設が法第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査 ・法第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査(給水開始前の検査) ・法第20条第1項の規定による水質検査 ・法第21条第1項の規定による健康診断 ・法第22条の規定による衛生上の措置 ・法第23条第1項の規定による給水の緊急停止 ・法第37条前段の規定による給水停止(県知事の命令) | 法第19条第2項 法第19条第2項第1号 法第19条第2項第2号 法第19条第2項第4号 法第19条第2項第5号 法第19条第2項第6号 法第19条第2項第8号 法第19条第2項第9号 | ●左記の技術上の事項を監督していない場合 ●左記の技術上の事項について、文書での指導があった場合[責務規定違反] (注)左記の法律事項について、1つでも監督していない場合は文書指導となる。 ✖左記の技術上の事項への従事・監督が不十分な場合 ✖水道技術管理者の業務体制、情報管理体制が不適切な場合 |
| 【各種届出】 | | | |
| (3) 確認申請書記載事項変更届 | 記載事項変更届は適切に届け出ているか。 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) | 法第33条第3項 県細則第17条 | ✖未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。 |
| (4) 水道技術管理者変更届 | 変更が生じたときに適切に届け出ているか。 | 法第19条第1項 県細則第11条第2項 | ✖未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。 |
| (5) 給水開始届 | 給水開始届は適切に届け出ているか。 配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造し、その施設を使用して給水を開始し | 法第13条第1項 県細則第9条 | ✖未届けであるが、立入時に、給水開始前の水質検査及び施設検査が実施されていることが確認でき、直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にと |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|--------------------------|--|---|--|
| | ようとするときは、あらかじめ。 | | どめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。 |
| (6) 業務委託開始届 | 業務委託開始届は適切に届け出ているか。 水道の管理に関する技術上の業務を委託したときは、遅滞なく。また、委託に係る契約が効力を失ったときも、遅滞なく。 | 法第24条の3第2項 施行規則第17条の7 県細則第15条 | ✕未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。 |
| 【給水開始前検査】 | | | |
| (7) 給水開始前検査は適正に実施されているか。 | ①給水開始前検査は、「水質基準に関する省令」及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」並びに「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って適切に実施されているか。 ○全項目の水質検査を行っているか。 ○水質検査の採水場所が、水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所となっているか。 ○施設検査項目は適切か。 ②検査の結果は基準を満たすものであったか。満たしていない場合は、適切な措置がなされているか。 ③給水開始前検査の水質検査について、給水栓での検査だけでなく、必要に応じて、水源、配水池、浄水池等における水質についても検査を行っているか。 ④配水施設(配水池を除く)及び給水装置の新設、増設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っているか。 | 法第13条第1項 施行規則第10条 施行規則第11条 平15厚労省令第101号(水質基準) 平15厚労省告示第261号(検査方法) 平12厚省令第15号(施設基準) 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の2 昭44環水第9059号(局長通知)の1の(3) 法第13条第1項 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の2 昭44衛水第9059号(局長通知)の1の(3) | ●給水開始前の水質検査及び施設検査が実施されていない場合 ✕給水開始前の水質検査及び施設検査が不十分な場合 ●検査の結果が基準を満たしていないにも関わらず、適切な措置がなされていない場合 ✕必要に応じて検査を行っていない場合 (注)2つの配水池から1つの配水区域に給水しており、片方の配水池で工事を行った場合は、その配水池から採水した水の水質検査が必要。 ✕配水施設(配水池を除く)及び給水装置の新設、増設、改造の場合において、給水開始前検査に準じて必要な検査を行っていない場合 |
| (8) 給水開始前検査記録の作成・保存 | 水質検査及び施設検査の記録を作成し、検査を行った日から5年間保存されているか。 | 法第13条第2項 | ●給水開始前の水質検査及び施設検査の記録を作成していない場合 ●給水開始前の水質検査及び施設検査の記録を5年間保存していない場合 |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|--------------------------|---|---|--|
| | | | ✕検査記録の保存が不適切(すぐに出てこない等)な場合 |
| 【健康診断】 | | | |
| (9) 健康診断の実施状況は適切か。 | <p>①定期健康診断は、おおむね6箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原体の保菌者を含む。)の有無に関して実施されているか。</p> <p>②健康診断の実施項目は適切か。病原体検索は、赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象とし、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うものとし、急性灰白髄炎(小児麻痺)、流行性肝炎、泉熱、感染性下痢症及び各種下痢腸炎にも注意する。</p> <p>③臨時の健康診断が必要となるような状況は生じていないか。生じていると認められる場合には、健康診断を行っているか。</p> | <p>法第21条第1項 施行規則第16条第1項</p> <p>平15健次発第1010001号(課長通知)の第1の4 昭33衛水第44号(課長通知)の問84</p> <p>法第21条第1項 施行規則第16条第2項</p> | <p>●病原体検索のための定期健康診断をおおむね6箇月ごとに行っていない場合</p> <p>✕実施項目(検索病原体)が不適切な場合 (注)サルモネラ属菌検査においては、一般的に腸チフス菌・パラチフス菌検査が含まれている場合があるので、検査項目について確認を行い、検査項目について認識がない場合は水道技術管理者の責務において口頭指導</p> <p>●感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、臨時の健康診断を行っていない場合</p> |
| (10) 健康診断の受診者は適正か。 | <p>健康診断の受診者は適切か。</p> <p>○水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者全員を対象に健康診断を実施しているか。</p> <p>○運転業務委託会社の社員に対しても健康診断を実施しているか。</p> | <p>法第21条第1項 昭33衛水第44号(課長通知)の問85</p> | <p>●水道の浄水場等において業務に従事している者全員を対象に健康診断を行っていない場合</p> <p>✕業務には従事していないが、頻りに浄水場等に入出入りする者(職員、清掃業者等)について、健康診断を行っていない場合</p> |
| (11) 健康診断記録が適切に保存されているか。 | <p>過去1年間の健康診断に関する記録は保存されているか。</p> | <p>法第21条第2項 施行規則第16条第4項</p> | <p>●記録が1年間保存されていない場合</p> |
| 2. 水道施設管理 | | | |
| 【施設基準】 | | | |
| (1) 水道施設は施設基準を満たしているか。 | <p>①水道の各施設は原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、適切な要件を備えた施設が配置されているか。また、布設・維持管理上適切な位置・配置になっており、かつ、給水の確実性が配慮されているか。</p> <p>②水道施設の構造及び材質は、自重、積載荷重、水圧、土圧、風圧、地震力、積雪荷重、氷圧及</p> | <p>法第5条第1項、第2項 平12厚省令第15号(施設基準) 平12衛水第20号(課長通知) 平16健水発第0209001号(課長通知)</p> <p>法第5条第3項 平12厚省令第15号(施設基準)</p> | <p>●施設基準を満たしていない場合</p> <p>●施設基準を満たしていない場合</p> |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|---------------------------|---|--|--|
| | <p>び温度応力等の荷重や外力に対して、構造上安全で、かつ、耐久性があるか。</p> <p>また、併せて漏水がなく、かつ、外部からの汚染や資材からの汚染のおそれのない構造、材質のものとなっているか。</p> <p>③水道施設は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。</p> <p>○原水に耐塩素性病原生物(クリプトスポリジウム)が混入するおそれがある場合、これらを除去することができるろ過等の設備が設けられているか。</p> <p>○配水管路は、適正な水圧が確保されているか。給水に支障がある箇所はないか。</p> <p>○ろ過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他浄水処理過程で生じる排水を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備が設けられているか。</p> <p>④水に注入される薬品等により水に付加される物質は「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成12年2月23日厚生省令第15号)を満たしているか。 ※法第5条には薬品基準も含まれるため。</p> <p>○消毒設備は、必要な時間、水が消毒剤に接触する構造となっているか。</p> <p>○消毒剤の供給量を調整するための設備が設けられているか。</p> | <p>平12衛水第20号(課長通知)</p> <p>平16健水発第0209001号(課長通知)</p> <p>法第5条第4項</p> <p>平12厚省令第15号(施設基準)</p> <p>平12衛水第20号(課長通知)</p> <p>平16健水発第0209001号(課長通知)</p> | <p>●施設基準を満たしていない場合</p> <p>●ろ過等の設備が設けられていない場合</p> <p>ただし、次に掲げる要件を備えている場合は指導としない。</p> <p>①地表水を水源としないこと。</p> <p>②紫外線が照射される水の濁度、色度その他の水質が紫外線処理に支障がないものであること。</p> <p>③原水中の耐塩素性病原生物を不活化することができる紫外線処理設備が設けられていること。</p> <p>(注)水圧の基準を満たさなくても、給水に支障がない場合は指導としない。</p> <p>●施設基準(薬品基準)を満たしていない場合</p> <p>●必要な時間、水が消毒剤に接触する構造となっていない場合</p> <p>●消毒剤の供給量を調整するための設備が設けられていない場合</p> |
| (2) 定期的な水道施設の検査が実施されているか。 | ①定期的な施設の点検と維持・修繕が行われているか。 | <p>法第19条第2項第1号</p> <p>法第22条の2</p> <p>施行規則第17条の2</p> <p>「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」(令和元年9月厚生労働省医薬・生活衛生局水</p> | <p>●水道施設に対する、目視等適切な方法による点検の頻度を定めていない、又は定めた頻度等により適切な時期に点検を行っていない場合</p> <p>●コンクリート構造物の点検頻度がおおむね5年に1回に満たない場合</p> <p>●定めた点検頻度等により、適切な時期に点検を行っていない</p> |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|----------------------------------|--|--|--|
| | ②点検した結果や、補修を行った場合の内容を記録し、保存されているか(コンクリート構造物の場合)。 | 道課) 法第22条の2 施行規則第17条の2 「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」(令和元年9月厚生労働省医薬・生活衛生局水道課) | 場合 ●点検により把握した異状について、補修が必要とされたにもかかわらず、必要な補修を行っていない場合 ✖点検項目等が定められていない場合 ✖点検記録(異状がある場合)がない場合 ●点検の年月日、氏名及び結果が記録されていない場合 ●記録が次回の点検を行うまで保存されていない場合 ●コンクリート構造物の補修を行った場合に、その内容の記録を当該施設を利用している期間保存していない場合 |
| 【記録・保存】 | | | |
| (3) 浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。 | 浄水施設、送配水施設などの運転手引書は整備されているか。 | | ✖運転手引書が整備されていない場合 ✖運転手引書が不十分(機器の取扱い説明書のみ)であった場合 |
| (4) 施設の管理状況の記録は、適切になされているか。 | 施設管理日誌、作業日誌等の記録はなされているか。 | | ✖管理日誌、作業日誌等が未整備の場合 |
| (5) 施設図、配管図は適切に整備・保管しているか。 | 施設図、配管図等は常に更新し、いつでも速やかに利用可能な状態に整理し、保管されているか。 | 昭44衛水第9059号(局長通知)の2の(1) | ✖施設図、配管図等の更新ができていない場合 ✖施設図、配管図等の保管が不適切な場合 |
| 【その他】 *自己水源型(混合型を含む)対象* | | | |
| (6) 適切な取水量の管理のもとで取水がなされているか。 | ①取水量は計画水量を超えていないか。 ②水源の許可書等は適切に申請、管理、更新しているか。 | 各市町村の地下水に関する条例 生活環境の保全等に関する条例 第73-86条河川法第23条(流水の占用) 水道事業等の認可の手引 | ✖取水量が計画水量を超えている場合 (注)水源が地下水等の場合、取水量の超過が地盤沈下の増大やクリプトスポリジウムの汚染拡大を引き起こす恐れのある場合は口頭指導 ✖認可条件である河川管理者への取水量報告を行っていない場合 ✖水源の許可書等の申請・更新が |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|--|--|--|--|
| | | | 適切に行われていない場合 |
| 3. 衛生管理 | | | |
| 【水道施設】 | | | |
| (1) 水道施設についての汚染防止はなされているか。 | 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止が十分になされているか。 ○定期的な点検清掃がなされているか。 | 法第22条 施行規則第17条 第1項第1号 | ●浄水場等において汚染防止がなされていない場合 ✕浄水場等において汚染防止が不十分な場合 |
| (2) 防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているか。 | ①上記の施設には、かぎを掛け、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。 ②施設の構内においては、便所、廃棄物集積所及び汚水溜等の施設は、汚水の漏れない構造とし、排水は良好な状態にしておくとともに、し尿を用いた耕作及び園芸並びに家畜及び家禽の放し飼いや等がなされていないか。 | 施行規則第17条 第1項第2号 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の5 | ●人畜が施設に立ち入るのを防止する措置が行われていない場合 ✕人畜が施設に立ち入るのを防止する措置が不十分な場合 |
| 【消毒】 *自己水源型(混合型を含む)対象* | | | |
| (3) 消毒が連続的に適正な場所で行われているか。 | ①消毒が中断しないように確認を行っているか。また、消毒設備は消毒が中断しないように常に整備しているか。予備の設備はあるか。 ②注入後十分均等に混和できる場所において、消毒剤が十分に混合するよう行われているか。 | 平12厚省令第15号(施設基準) 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の5の(4) 平15健水発第1010001号の第1の5の(5) | ✕消毒剤の注入状況を確認していない場合 (注)残留塩素等に問題のない場合 ●ただし、問題が生じている場合は、施設基準違反(省令第5条第1項第5号ニ)として文書指導 ✕消毒剤の注入場所が、不適切な場合 ●ただし、施設の構造的なものについては、施設基準違反(省令第5条第1項第5号イ)として文書指導する。 |
| (4) 給水栓における遊離残留塩素濃度は、基準値以下とならないよう管理されているか。 | ①給水栓における水が、遊離残留塩素濃度0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。 ○遊離残留塩素の値が高く、消毒副生物が検出されていることはないか。 ○現在は、管末で遊離残留塩素が0.1mg/lを保持しているが、将来下回るおそれはないか。 | 法第22条 施行規則第17条 第1項第3号 平15厚労省告示第318号(残塩検査方法) | ●遊離残留塩素濃度が0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)を下回っている給水栓がある場合 ✕遊離残留塩素濃度が0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)を、年数回下回っている給水栓がある場合 ✕塩素消毒の管理が不十分な場合 |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|---|---|---|--|
| | <p>②供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/l(結合残留塩素の場合は1.5mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。</p> | <p>施行規則第17条第1項第3号 平15健水発第1010001号の第1の5の(6)</p> | <p>(解説)平成16年度から遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(毎日実施する消毒の残留効果に関する検査は除く)について、公定化を図ったため。</p> <p>●供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合等に、給水栓における水の遊離残留塩素濃度が0.2mg/l(結合残留塩素の場合は1.5mg/l)を下回っている給水栓がある場合</p> |
| 4. 水質検査 | | | |
| <p>(1) 定期の水質検査は法定の回数行っているか。また、検査項目は適正か。</p> | <p>①定期の水質検査の回数は法定の回数(毎日・毎月・3月に1回以上)実施されているか。また、検査項目は適切か。</p> <p>○毎日検査を、土日にも行っているか。</p> <p>○消毒の残留効果に関する検査だけでなく、色及び濁りの検査も行っているか。</p> <p>○検査項目別に規定されている回数(毎月1回以上・3月に1回以上)の検査を行っているか。</p> <p>②検査回数を減らしている検査項目がある場合、減じることができる要件を満たしているか。また、その検査頻度は適切か。</p> <p>③検査項目の省略を行っている場合、省略することができる要件を満たしているか。また、省略を行った場合であつ</p> | <p>法第20条第1項(H16.4.1施行) 施行規則第15条第1項 県細則第12条 平15厚労省令第101号(水質基準) 平15厚労省告示第261号(検査方法) 平15厚労省告示第318号(残留検査方法) 平15健発第1010004号(局長通知) 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の3</p> <p>施行規則第15条第1項第3号 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(9)</p> <p>施行規則第15条第1項第4号 平15健水発第1010001号(課長</p> | <p>●定期の水質検査を法定の回数行っていない場合</p> <p>✕毎日検査を毎日行うこととしているが、一部の検査地点において未実施日が数日あった場合</p> <p>✕色及び濁りの検査を行っていない場合</p> <p>(解説)平成16年度から定期及び臨時の水質検査については、公定法化が図られたため。</p> <p>●検査回数を減じることができない要件を満たしていない場合</p> <p>✕水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置状況の把握が不十分であるにもかかわらず、原水の水深が大きく変わるおそれが少ないと判断している場合</p> <p>●検査項目を省略することができない要件を満たしていない場合</p> |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|-----------------------|---|---|--|
| | <p>ても、概ね3年に1回は省略項目についても水質検査を行っているか。</p> <p>④すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(消毒副生成物及び味を除く。)を実施しているか。また、必要に応じて水質管理目標設定項目等についても検査を実施しているか。</p> | <p>通知)の第1の3の(5)、(9)</p> <p>平15健水発第1010001号(課長通知)の第4の2</p> | <p>✖原水並びに水源及びその周辺の状況等の把握が不十分であるにもかかわらず検査が必要ないとしている場合</p> <p>✖省略項目について、合理的な理由がある場合を除き、概ね3年に1回の水質検査が行われていない場合</p> <p>✖全部または一部の水源の原水について、合理的な理由がある場合を除き、年1回の全項目検査が行われていない場合</p> |
| (2)採水場所は適正か。 | <p>①採水場所は、給水栓を原則とし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができるか。また、配水系統ごとに選定しているか。</p> <p>なお、特定の検査項目について、浄水施設の出口等を採水場所としている場合には、適切に選定されているか。</p> <p>○給水栓以外を採水場所としていないか。(但し、一定の場合は可)</p> <p>○毎日検査の採水地点は、浄水場出口だけでなく、配水管の末端でも行われているか。</p> <p>○浄水場系統が異なる場合には、浄水場系統ごとに選定しているか。</p> <p>②採水場所数は、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となっているか。また、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定しているか。</p> | <p>施行規則第15条第1項第2号</p> <p>平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(1)</p> <p>施行規則第15条第1項第2号</p> <p>参考</p> <p>平15健水発第1010001号の第1の3の(3)</p> | <p>●採水場所が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所となっていない場合</p> <p>(注)特に、浄水場・配水池でしか行っていない場合が多く、文書指導の対象となる。</p> |
| (3)水質検査の委託先の選定方法は適切か。 | <p>①水質検査を適切な機関に委託しているか。</p> <p>(解説)適切な機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の機関 ・厚生労働大臣の登録を受けた者 <p>②書面による直接契約が行われているか。</p> | <p>法第20条第3項</p> <p>施行規則第15条第8項</p> | <p>●委託先機関が、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者でない場合</p> <p>●書面による直接契約が行われていない場合</p> |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|--------------------------|--|--|--|
| | <p>○水道の管理に関する技術上の全部を委託している場合は、委託先の水道管理業務受託者と水質検査機関が書面による直接契約を行う。</p> <p>③委託契約書の記載事項は適切か。</p> <p>④委託契約書は契約終了日から5年間保存されているか。</p> <p>⑤委託料が受託業務を遂行するに足りる額であるか。</p> <p>⑥委託先は試料の採取・運搬を速やかに行うことができる水質検査機関であるか。</p> <p>⑦水質検査に実施状況を書類又は調査などにより確認しているか。</p> | <p>平 23 健水発 1003 第 2 号(課長通知)の第 2 の 2</p> | <p>●委託契約書の記載事項が適切でない場合</p> <p>●委託契約書が 5 年間保存されていない場合</p> <p>●適切な水質検査の実施が困難になるほどの低廉な価格で業務が委託されている場合</p> <p>●速やかな検査の実施が困難である場合</p> <p>●水質検査の実施状況を確認していない場合</p> |
| (4) 水質検査結果は水質基準を満たしているか。 | <p>①水質検査結果は、水質基準(水質基準に関する省令)を満たしているか。</p> <p>②水質基準を超えた値が検出された場合は、直ちに原因究明を行い必要な措置を講じているか。</p> <p>③異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行っているか。</p> | <p>法第 4 条 平 15 厚労省令第 101 号(水質基準)</p> <p>平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 2</p> <p>平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 2</p> | <p>●基準値超過が継続している場合</p> <p>●基準値を超えた値が検出されているにもかかわらず、その原因究明を行わず、必要な措置を講じていない場合</p> <p>✕水質異常時の対応が不適切な場合</p> <p>●確認の再検査を行っていない場合</p> |
| (5) 臨時の水質検査は昨年度行ったか。 | <p>①臨時の水質検査が必要となるような状況は生じていないか。生じていると認められる場合、水質検査を行っているか。臨時の水質検査が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源の水質が著しく悪化したとき。 ・水源に異常があったとき。 ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。 ・浄水過程に異常があったとき。 ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。 | <p>法第 20 条第 1 項 施行規則第 15 条第 2 項 県細則第 12 条 平 15 健水発第 1010001 号(課長通知)の第 1 の 3 の(7)</p> | <p>●臨時の水質検査が必要となるような状況が生じているにもかかわらず水質検査を行っていない場合</p> |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|-----------------------------|--|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・その他特に必要があると認められるとき。 | | |
| | ②臨時の水質検査結果において異常が認められた場合、必要な措置を講じているか。 | 法第20条第1項 県細則第12条 | ●異常が認められたにも関わらず、必要な措置を講じていない場合 |
| (6)水質検査計画は策定されているか。 | ①毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定しているか。 ②策定されている場合、その内容は適切か。 水質検査計画に記載しなければならない事項 ・原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項 ・定期の水質検査の検査項目、採水場所、検査回数及びその理由 ・定期の水質検査を省略する検査項目及びその理由 ・臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等 ・水質検査を委託する場合における当該委託の内容 ・水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項等 ③水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査項目のうち、必要な項目が水質検査項目に位置付けられているか。 | 施行規則第15条第6項、第7項 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(8) 平15健水発第1010001号(課長通知)の第1の3の(8)のニ | ●水質検査計画が毎事業年度の開始前に策定されていない場合 ✖水質検査計画の内容が不適切な場合 ✖水質検査計画に位置付けられていない場合 |
| (7)過去5年間の水質検査記録が保存されているか。 | ①検査の記録を適正に作成しているか。 ○毎日検査の際、色、濁りについて、異常がなくても記入しているか。 ②過去5年間の水質検査に関する記録は保存されているか。 | 法第20条第2項 県細則第13条 法第20条第2項 県細則第13条 | ●水質検査の記録が作成されていない場合 ✖水質検査の記録が不適切な場合 ●過去5年間の記録が保存されていない場合 |
| 5. 水質管理 | | | |
| *自己水源型(混合型を含む)対象* | | | |
| (1)水源周辺及び上流域の汚染源の把握はされているか。 | 水源付近及びその周辺において汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等の立地状況等について把握されているか。 (解説)おそれのある工場等 | 平15健水発第1010001号(課長通知)の第4の3 | ●水源周辺及び上流域の汚染源が把握されていない場合 ✖汚染源及び汚染源となるおそれのある工場、事業場等について把握している内容が不適切な場合 |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|--|---|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・水濁法特定施設 ・PRTR 法届出施設 ・産廃処分場 ・下水処理施設 ・畜舎 | | |
| 【クリプトスポリジウム対策】 | | | |
| (2) 水道原水に係るクリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判断しているか。 | リスクレベルの判断をしているか。 | 平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」 | <ul style="list-style-type: none"> ✖ リスクレベルを判断していない場合又は適切に判断されていない場合 ● 指摘しても改善されず、ろ過施設の整備の必要性が判断できない場合 |
| (3) 予防対策がされているか。 | <p>① リスクレベルに応じた原水等の検査を実施しているか。</p> <p>○ レベル 4 及びレベル 3 適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を行っているか。 ろ過施設等整備中の場合は、原水のクリプトスポリジウム等を 3 月に 1 回以上、指標菌を月 1 回以上の検査を行っているか。</p> <p>○ レベル 2 3 月に 1 回以上、原水の指標菌の検査を行っているか。</p> <p>○ レベル 1 年 1 回、原水の水質検査を行い、大腸菌、トリクロロエチレン等の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認しているか。 3 年に 1 回、井戸内部の撮影等により、点検を行っているか。</p> <p>② レベル 4 の施設では、ろ過施設の整備又はろ過施設及び紫外線処理設備の整備、レベル 3 の施設では、ろ過施設の整備又は紫外線処理施設の整備を行っているか。若しくは水源変更の措置を講じているか。</p> <p>○ ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持しているか。</p> <p>○ 急速ろ過法の場合は、凝集剤を用いているか。</p> <p>○ 凝集剤の注入量、ろ過池等の出口濁度等、記録を残しているか。</p> <p>○ 紫外線処理の場合、照射量の確認、原水濁度 2 度を越えた場合の取水停止、維持管理を行っているか。</p> <p>○ 施設整備中の場合、原水の濁度を常時計測し、通常よりも高くなっ</p> | <p>平 19 健水発第 0330005 号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」</p> <p>平 12 厚省令第 15 号(施設基準)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✖ リスクレベルに応じた原水等の検査を行っていない場合 ● 指摘しても改善されず、ろ過施設の整備の必要性が判断できない場合 3 月に 1 回以上、原水の指標菌の検査を実施している場合は指導しない。 ● レベル 4 の施設であるが、ろ過(急速ろ過(凝集・沈でんを含む)、緩速ろ過、膜ろ過又はろ過及び紫外線)を行っていない場合、レベル 3 の施設であるが、ろ過又は紫外線による浄水処理を行っていない場合、若しくは水源変更を行っていない場合 (注)施設基準違反で指摘する。ただし、ろ過施設等を整備中の場合は指摘しない。 ✖ 適切に管理されていない場合 |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|--------------------------------------|---|--|--|
| | た場合、取水を停止しているか。 ○レベル4及びレベル3の場合、浄水を毎日1回20リットル採水し、ポリタンクに注入した水又は採水した水から得られるサンプルを14日間保存していることが望ましい。 | | |
| (4) クリプトスポリジウム症等が発生した場合の対応は整備されているか。 | 給水区域においてクリプトスポリジウム症等が発生した場合の応急対応が整備されているか。 | 平19健水発第0330005号(課長通知)「水道水中のクリプトスポリジウム等対策の実施について」 | <ul style="list-style-type: none"> ✖ クリプトスポリジウム症等が発生した場合の対応マニュアル等が整備されていない場合 ✖ クリプトスポリジウム症等が発生した場合の対応について、不適切な場合 (注)全量受水の場合にも、対応について整備する必要がある。 |
| 6. 危機管理対策 | | | |
| (1) 地震防災応急計画は策定されているか。 | 地震防災応急計画が策定されており、知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付してあるか。 | 大規模地震対策特別措置法第7条 | <ul style="list-style-type: none"> ● 計画を策定し、知事に届け出していない場合 ● 知事に届け出た計画の写しを市町村長に送付していない場合 |
| (2) 危機管理マニュアル類の整備はされているか。 | 危機管理マニュアル(水質事故対策、テロ対策、震災対策、停電時対策、濁水対策等)は整備されているか。 | 法第19条第2項第8号 法第23条第1項 県細則第14条 | <ul style="list-style-type: none"> ✖ 危機管理マニュアルが未整備の場合 ✖ 危機管理マニュアルが不適切な場合 |
| (3) 連絡体制の整備状況は万全か。 | 水質事故、地震災害時等緊急時における当該設置者内での連絡・対応体制の整備、利用者、及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。 ○保健福祉事務所への連絡先 ・電話 ○○○-○○○-○○○○ ・FAX ○○○-○○○-○○○○ | 昭55環水第3号(課長通知)「水道事業等における地震対策について」 昭61衛水第116号(課長通知)「停電時における連絡体制の整備及び停電に配慮した水道施設整備の推進等について」 | <ul style="list-style-type: none"> ✖ 緊急時の連絡体制が整備されていない場合 ✖ 内部又は関係機関等外部との連絡体制が不適切な場合 ✖ 内部、外部の関係者に、連絡体制を周知していない場合 ✖ 保健福祉事務所への連絡先が緊急時の連絡体制図等に明記されていない場合 |
| (4) 給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。 ② 給水の緊急停止を行った場合、利用者に周知させる措置が整えられているか。 ③ 過去5年以内で、緊急停止の実績はあるか。 | 昭49環計第36号(部長通知)「濁水対策について」 平6衛水第213号(課長通知)「濁水時における飲料水の衛生対策について」 平15健水発第1010001号(課長通知)の第4の4 平13健水発第87 | <ul style="list-style-type: none"> ✖ 緊急停止措置の指揮命令系統が明確になっていない場合 ✖ 緊急停止措置の指揮命令系統に水道技術管理者の位置付け又は関与がない場合 ✖ 給水の緊急停止を利用者に周知させる措置が整えられていない場合 |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|---------------------------------|---|---|--|
| | また、その理由は何か。 | 号(課長通知) | |
| (5) 応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。 | 応急復旧体制、応急給水体制は確立されているか。 | 「米国の同時多発テロを契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について」 | <ul style="list-style-type: none"> ✖ 応急復旧体制、応急給水体制が確立されていない場合 ✖ 応急復旧体制、応急給水体制が不十分な場合 |
| (6) 危機管理対策として利用者への対策を適切に講じているか。 | 非常時における利用者への対策を適切に講じているか。(給水ポイントの選定、周知方法など) | 平 15. 12. 15 事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」 | <ul style="list-style-type: none"> ✖ 非常時における利用者への対策(給水ポイントの選定、周知方法等)についてどのように行うか規定されていない場合 ✖ 非常時における利用者への対策(給水ポイントの選定、周知方法等)が極めて不十分である場合 |
| (7) 施設内への来訪者の管理を行っているか。 | 施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っているか。 | | ✖ 来訪者名簿・受付用テレビカメラ等で施設内への来訪者、施設出入業者の管理を行っていない場合 |
| (8) 薬剤等の保管、管理は適切になされているか。 | 薬剤等の保管・管理について、取り扱い責任者の明確化、薬品台帳の作成等が適切になされているか。 ○薬品台帳等が作成されているか。 ○毒性に関係なく瓶ごとの管理となっていないか。 ○薬品の購入量だけでなく、使用量も記録されているか。 | | ✖ 薬剤等の保管、管理が不適切な場合 |
| (9) 水道の基幹施設の耐震化は進めているか。 | 地震対策として、水道施設の耐震化対策は進められているか。 | | ✖ 基幹施設の耐震診断が行われていない場合 |
| (10) 停電時に配慮した水道施設の整備等がなされているか。 | 停電時に配慮した水道施設と施設運用体制の整備がなされているか。 | | ✖ 停電時に配慮した水道施設等となっていない場合 |
| (11) 漏水事故等に備え、資機材の確保は万全か。 | 漏水事故等に備え、資機材の保有・確保はされているか。 | | ✖ 資機材の保有又は確保がなされていない場合、または極めて不十分な場合 |
| 7. その他 | | | |
| 研修、講習等を行っているか。 | ①職員の技術向上と資格要件を満たす技術者を養成するための研修、講習等を実施、又は参加しているか。 (日水協等が主催する研修、講習等への参加を含む) ②技術者職員確保、技術の継承についての考えはあるか。 | | |

* 項目中は水道法→法、水道法施行令→施行令、水道法施行規則→施行規則、神奈川県水道法施行細則→県細則とする。

* 根拠は法第 34 条により準用し読み替える。

* 1-(7) 及び 2-(1) は、水道施設等の新設、増設又は改造をした場合に確認すること。

小規模水道立入検査表

●は文書による指導事項

✕は口頭による指導事項

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|---|---|--|--|
| 1. 一般事項 | | | |
| 【技術担当者】 | | | |
| (1) 技術担当者を設置しているか。 | 技術担当者は適切に設置されているか。 | 条例第 11 条第 1 項 | ●技術担当者を設置していない場合 |
| (2) 技術担当者は小規模水道の管理についての技術上の業務を適切に担当しているか。 | 技術担当者は条例で定める業務に従事しているか。 | 条例第 12 条第 1 項 施行通知 12(1) | ●条例に定める業務に従事していない場合 |
| 【各種届出】 | | | |
| (3) 変更届 | 変更届は適切に届け出ているか。 申請者の住所、氏名(法人又は組合)にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、給水予定人口及び名称 | 条例第 8 条 施行規則第 6 条 施行通知 8 | ✕未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。 |
| (4) 技術担当者変更届 | 変更が生じたときに適切に届け出ているか。 | 条例第 11 条第 2 項 施行規則第 9 条 | ✕未届けの場合でも、立入時に直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。 |
| (5) 給水開始届 | 給水開始届は適切に届け出ているか。 布設工事(小規模水道施設の新設、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事、沈でん池、ろ過池、浄水池及び配水池の新設又は増設に係る工事)が完了した後で、かつ、給水を開始する前に届出。 | 条例第 7 条第 1 項 施行規則第 5 条第 1 項 施行通知 7 | ✕未届けであるが、立入時に、給水開始前の水質検査及び施設検査が実施されていることが確認でき、直ちに提出する旨の回答があった場合は口頭にとどめる。 ●ただし、その後提出されない場合は文書指導。 |
| 【給水開始前の水質検査】 | | | |
| (6) 給水開始前の水質検査は適正に実施されているか。 | 施行規則の別表第 1 に掲げる事項(51 項目)及び消毒の残留効果についての検査を行っているか。 | 条例第 7 条第 1 項 施行規則第 5 条第 2 項 施行通知 7 | ●給水開始前の水質検査が実施されていない場合 ✕給水開始前の水質検査が不十分な場合 |
| (7) 給水開始前の水質検査記録の作成・保存 | 水質検査の記録を作成し、検査を行った日から 5 年間保存されているか。 | 条例第 7 条第 2 項 | ●給水開始前の水質検査の記録を作成していない場合 ●給水開始前の水質検査の記録を 5 年間保存していない場合 ✕検査記録の保存が不適切(すぐに出てこない等)な場合 |
| 2. 水道施設管理 | | | |
| 【施設基準】 | | | |
| 水道施設は施設基準を満たしているか。 | ①小規模水道の各施設は原水の水質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態等に応じ、適切 | 条例第 4 条第 1 項 施行通知 4 | ●施設基準を満たしていない場合 |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|---|---|------------------------------------|---|
| | な要件を備えた施設が配置されているか。 ②小規模水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものとなっているか。 | 条例第4条第2項 | ●施設基準を満たしていない場合 |
| 3. 衛生管理 | | | |
| 【水道施設】 | | | |
| (1)水道施設についての汚染防止はなされているか。 | 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止が十分になされているか。配水施設として水槽を設けている場合には、当該水槽を常時点検し、必要に応じて清掃等を行っているか。 | 条例第10条第1号 施行通知10(1) | ●浄水場等において汚染防止がなされていない場合 ✕浄水場等において汚染防止が不十分な場合 ✕水槽について、毎年1回以上清掃等を行っていない場合 |
| (2)防護柵、施錠、立入禁止表示等の設置がなされているか。 | 上記の施設には、必要に応じて柵を設ける、かぎを掛ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置が講じられているか。 | 条例第10条第2号 施行通知10(2) | ●人畜が施設に立ち入るのを防止する措置が行われていない場合 ✕人畜が施設に立ち入るのを防止する措置が不十分な場合 |
| 【消毒】 | | | |
| (3)原水の質により必要があるときは、塩素消毒が適切に行われているか。 | ①給水栓における水が、遊離残留塩素濃度0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。 ②供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合には、給水栓における水の遊離残留塩素濃度0.2mg/l(結合残留塩素の場合は1.5mg/l)以上を保持するように適切に塩素消毒が行われているか。 | 条例第10条第3号 施行規則第8条 施行通知10(3) | ●遊離残留塩素濃度が0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4mg/l)を下回っている給水栓がある場合 ●供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合等に、給水栓における水の遊離残留塩素濃度が0.2mg/l(結合残留塩素の場合は1.5mg/l)を下回っている給水栓がある場合 |
| 4. 水質検査 | | | |
| (1)定期の水質検査は1年以内ごとに1回行っているか。また、検査項目は適正か。 | 定期の水質検査は1年以内ごとに1回実施されているか。また、規則で定める11項目及び消毒の残留効果に関する検査が行われているか。規則で定める11項目 ①一般細菌 ②大腸菌 | 条例第9条第1項 施行規則第7条第1項 施行通知9(1) | ●定期の水質検査を法定の回数行っていない場合 |

| 立入検査事項 | 確認項目 | 根拠 | 指導事項等 |
|--------------------------|--|-----------------------------|---|
| 5. 危機管理対策 | | | |
| (1) 連絡体制の整備状況は万全か。 | <p>水質事故、地震災害時等緊急時における当該設置者内での連絡・対応体制の整備、利用者、及び関係行政機関への連絡・対応体制は整えられているか。</p> <p>また、直ちに適切な対策が講じられるよう平時より関係者に周知しているか。</p> <p>○保健福祉事務所への連絡先</p> <p>・電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>・FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p> | <p>条例第 13 条 施行通知 13</p> | <p>✖ 緊急時の連絡体制が整備されていない場合</p> <p>✖ 内部又は関係機関等外部との連絡体制が不適切な場合</p> <p>✖ 内部、外部の関係者に、連絡体制を周知していない場合</p> <p>✖ 保健福祉事務所への連絡先が緊急時の連絡体制図等に明記されていない場合</p> |
| (2) 給水停止等の指揮命令系統は明確であるか。 | <p>① 給水の緊急停止措置の指揮命令系統は、明確になっているか。</p> <p>② 給水の緊急停止を行った場合、利用者に周知させる措置が整えられているか。</p> <p>③ 過去 5 年以内で、緊急停止の実績はあるか。 また、その理由は何か。</p> | | <p>✖ 緊急停止措置の指揮命令系統が明確になっていない場合</p> <p>✖ 給水の緊急停止を利用者に周知させる措置が整えられていない場合</p> |